

由布市告示第105号

令和6年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月28日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和6年9月4日水曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	平松恵美男君
太田洋一郎君	加藤 幸雄君
鷲野 弘一君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
佐藤 孝昭君	甲斐 裕一君

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第3回（定例）由布市議会 会議録（第1日）

令和6年9月4日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第12号 令和5年度決算における健全化判断比率について
- 日程第5 報告第13号 令和5年度決算における資金不足比率について
- 日程第6 報告第14号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第7 報告第15号 放棄した債権の報告について
- 日程第8 報告第16号 令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和5年度執行）報告について
- 日程第9 報告第17号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 認定第1号 令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第13 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第53号 由布市環境・観光振興基金条例の制定について
- 日程第15 議案第54号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第55号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第56号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第57号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第58号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第59号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第60号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第61号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第62号 財産の取得について

日程第24 議案第63号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第12号 令和5年度決算における健全化判断比率について
- 日程第5 報告第13号 令和5年度決算における資金不足比率について
- 日程第6 報告第14号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第7 報告第15号 放棄した債権の報告について
- 日程第8 報告第16号 令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和5年度執行）報告について
- 日程第9 報告第17号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 認定第1号 令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第13 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第53号 由布市環境・観光振興基金条例の制定について
- 日程第15 議案第54号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第55号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第56号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第57号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第58号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第59号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第60号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第61号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第62号 財産の取得について
- 日程第24 議案第63号 工事請負契約の締結について
-

出席議員（17名）

1 番	首藤 善友君	2 番	志賀 輝和君
3 番	高田 龍也君	4 番	坂本 光広君
5 番	吉村 益則君	6 番	田中 廣幸君
7 番	加藤 裕三君	8 番	平松恵美男君
9 番	太田洋一郎君	10 番	加藤 幸雄君
11 番	鷲野 弘一君	13 番	佐藤 郁夫君
14 番	渕野けさ子君	15 番	佐藤 人已君
16 番	田中真理子君	17 番	佐藤 孝昭君
18 番	甲斐 裕一君		

欠席議員（１名）

12 番 長谷川建策君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	工藤 由美君	書記	富川 由佳君
書記	中島 進君	書記	生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		古長 誠之君	
財政課長	大久保 暁君		
総合政策課長兼地方創生推進室長		一法師良市君	
財源改革推進課長	佐藤 雄三君	税務課長	竹下 美佳君
市民課長心得兼マイナンバーカード推進室長		工藤 秀紀君	
防災危機管理課長	赤木 知人君		
人権・部落差別解消推進課長		富川 賢治君	
会計管理者	二宮 啓幸君	建設課長	衛藤 武君
都市景観推進課長心得	伊藤 学君	農政課長	新田 祐介君
農林整備課長	一野 英実君	農業委員会事務局長	畠中 勇君

水道課長	砂田 剛士君	商工観光課長	大塚 守君
環境課長	渡辺 隆司君		
福祉事務所長兼福祉課長		後藤 昌代君	
健康増進課長	吉野眞由美君	子育て支援課長	藤川 祐子君
保険課長	河野 妙子君	高齢者支援課長	田代 由理君
挾間振興局長兼地域振興課長		井原 和裕君	
庄内振興局長兼地域振興課長		佐藤 重喜君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		米津 康広君	
教育次長兼教育総務課長		安部 正徳君	
学校教育課長	麻生 久君	社会教育課長	吉倉 芳恵君
スポーツ振興課長	坂本 猛芳君	消防長	大嶋 陽一君
代表監査委員	大塚 裕生君		

午前10時00分開会

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。これより、令和6年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

暑い方は上着を脱いで、許可いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。長谷川建策議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、佐藤人己君、16番、田中真理子さんの2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間と決定いたします。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） それでは、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会前までの分をタブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和6年第3回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝申し上げます。

初めに、先週の台風10号による被害では市内多くの場所で浸水や土砂災害など多くの被害に見舞われました。幸いにも人的被害はございませんが、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

市といたしましても、災害からの復旧・復興に向けて市民の皆様が一日も早く安心して日常生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、皆様方の御協力をお願いを申し上げます。

そして、まだまだ台風シーズンでございます。今後も気象情報を注視しながら、対策には万全を期してまいりたいと考えているところです。

さて、今回提案することにしております報告6件、認定2件、承認1件、議案12件につきましては、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

そして、本日お手元のタブレットに行政報告を保存しておりますので、御一読をいただきますようお願い申し上げる次第ですが、少しお時間を頂きまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

まず、6月28日には全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会及び基地関係予算の増額確保等の実現を目指す大会に参加をし、令和7年度は基地交付金・調整交付金の増額が見込まれる年度でございますので、同交付金の増額等の実現に向け、要望活動を行ったところです。

7月17日には、全国市長会の社会文教委員会及び理事・評議員合同会議へ出席し、社会文教委員会では内閣府より全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋について説明を受けたところでございます。

8月6日には、別府挾間間道路改修促進期成会通常総会に参加をし、その後九州地方整備局へ国道210号線の改修促進協議会による由布市域、大分市域の国道210号の全面4車線化の早

期整備について要望を行ったところでございます。

8月22日には、国東市において大分県市長会秋季定例会が開催され、九州市長会へ提出する議案と大分県へ要望を行う議案について審議を行いました。

次に、今回は特に多くの市民の皆様から大会、全国大会、九州大会への出場またその結果について御報告を受けました。

7月18日に大分県立由布高等学校の郷土芸能部・射撃部、空手道の創凛塾の皆さんの全国大会出場、7月24日には庄内の柔道教室の皆さん、また8月2日には挾間中学校の柔道部の皆さん、8月8日には庄内中学校の吹奏楽部、また軟式野球の由布クラブの皆さんが全国大会出場する旨、報告を受けました。8月9日には挾間陸上クラブの皆さんから御報告を受け、大変うれしい報告が続いたところでございます。

また、8月14日には大分県立由布高等学校出身の野畑美咲選手から、パリ五輪へ出場したその結果の報告を頂いたところでございます。

多くの方々が様々な舞台で幅広く活躍している姿に、大変うれしく思った次第でございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、会議規則第144条及び第145条の規定により、令和6年第2回定例会において採択及び趣旨採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和6年第2回定例会におきまして御審議をいただきました請願・陳情につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号1、件名、「陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊」に関する請願書についてですが、令和6年5月28日付で陸上自衛隊湯布院駐屯地に配備される長射程ミサイル連隊に関する住民説明会を開催するよう防衛省に求める旨の要請書を受理し、由布市として内容を協議後、5月30日に防衛省に対して第8地対艦ミサイル連隊新編に伴う住民説明会の開催を要望したところ、防衛省より現時点において住民説明会等を開催する予定はないとの回答を受けた。今後も、引き続き、防衛省及び陸上自衛隊湯布院駐屯地等の関係機関へ情報収集を行うとともに、早期の情報開示を求め、市民の安心・安全の確保並びに不安解消に努めていきます。

次に、陳情受理番号1、「湯布院駐屯地長射程ミサイル連隊配備」に関する陳情書についてですが、これも請願1と同趣旨でございますので、令和6年5月28日付で陸上自衛隊湯布院駐屯地に配備される長射程ミサイル連隊に関する住民説明会を開催するよう防衛省に求める旨の要請

書を受理し、由布市として内容を協議後、5月30日に防衛省に対して第8地対艦ミサイル連隊新編に伴う住民説明会の開催を要望したところ、防衛省より現時点において住民説明会等を開催する予定はないとの回答を受けた。今後も、引き続き、防衛省及び陸上自衛隊湯布院駐屯地等の関係機関へ情報収集を行うとともに、早期の情報開示を求め、市民の安心・安全の確保並びに不安解消に努めている。

次に、陳情受理番号2、小中学校給食費の無償化を求める陳情書についてですが、本陳情採択後、この結果を踏まえ、給食無償化の実現に向けた検討を行った。就学援助費や特別支援教育就学奨励費による低所得の御家庭への支援や給食食材費の価格高騰対策などを通じて保護者の御負担を可能な限り増やすことなく、安全・安心でおいしい給食が提供できるように努めるとともに、引き続き、無償化についての検討を行っていく。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、広域連合会議の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀏野けさ子さん。

○議員（14番 瀏野けさ子君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀏野けさ子です。令和6年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての御報告をさせていただきます。

会議結果。

- 1、会議名、令和6年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。
- 2、日時、令和6年8月5日月曜日、午後1時30分から。
- 3、会期は、1日間でした。
- 4、場所、大分市、大分県医師会館6階研修室。
- 5、出席状況は、出席は23名、定数は26名です。3名欠席でございました。

タブレットを御覧ください。

議事日程。

第1、新議員の議席の指定についてでございますけども、日出町、国東市、臼杵市、中津市2名が交代でした。

第2、会期の決定については、1日間。

第3、副議長の選挙について。これは、日出町です。

第4、議会運営委員会委員の選任について。姫島村、由布市、豊後高田市、佐伯市、中津市、大分市の委員が議会運営委員に選任されました。

第5、議第4号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。

補正額は１億１，６６２万１，０００円の増額で、補正後の予算総額は１２億４，８１２万１，０００円。歳入では繰越金を１億１，６６２万１，０００円、歳出では総務費１億１，６６２万１，０００円それぞれ増額です。

議第５号、令和６年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第１号）。

補正額は３５億７，７２０万９，０００円の増額で、補正後の総額は２，２４８億５，５２０万９，０００円。歳入では国庫支出金を５２７万８，０００円増額し、マイナンバー関連経費が補助事業で計上。繰越金を３５億７，１９３万１，０００円、令和５年度決算剰余金を増額。歳出は、諸支出金を３２億４３４万１，０００円、予備費を３億７，２８６万８，０００円それぞれ増額です。

議第６号、大分県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画の変更について。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所用の変更をしようとするもの。被保険者証が廃止となるためです。

議第７号、令和５年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について。

一般会計、収入済額が掲載のとおりと支払済額、歳入歳出差引残額は記載のとおりです。歳入歳出差引残額の全額を財政調整基金に積み立て、翌年の財源に充当。特別会計は、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額は御覧のとおりです。歳入歳出差引残額のうち、３２億４３４万２，０００円を国、県、市町村支払基金に返還する。

第６、一般質問は２名でございました。

第７、会議録署名議員の指名についてでありました。今回は、由布市が会議録署名になっております。

以上でございます。慎重審議の上、御可決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いします。

まず、総務委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田です。常任委員会の視察研修報告をさせていただきます。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第１１０条の規定により報告いたします。

調査事件。１、地域ＤＸの取組について、２、移住定住、人口増加対策について研修いたしました。

調査研修期間ですが、令和６年７月２４日から７月２６日。

調査研修地。一般財団法人塩尻市振興公社「core塩尻」。次に、南箕輪村役場でございま

す。

調査研修者は、記載のとおりでございます。

それでは、調査研修報告をいたします。

市の概要は、御一読ください。

地域DXの取組について。研修地、長野県塩尻市、c o r e 塩尻。運営管理、一般財団法人塩尻市振興公社でございます。

視察の内容でございますが、地域DXの新たな核となり、最先端の技術を活用し、まちに変革を起こし続ける場所となることを目指して2023年6月にオープンしたのが地域DX、デジタルトランスフォーメーションの拠点であるc o r e 塩尻です。

今回の視察の目的は、c o r e 塩尻が作る価値や機能を理解するものです。c o r e 塩尻を拠点として実施しているプロジェクトや具体的な働き方のイメージについて説明を受けました。

施設の概要として、c o r e 塩尻の館内は、ここを拠点とする多様な主体がプロジェクトの開発や実証を行う会員専用のオフィスエリアと、会員以外でも人の出会いを創発しながらアイデアを形にする交流スペースの2つのエリアに分かれていました。会員専用のコワーキングスペースや専用オフィスのあるオフィスエリアと、会員以外も利用可能なプロジェクトルームやアイデアラボ、オープンハブやデルタルームの交流エリアがありました。

オフィススペースに関しては、固定型オフィスではなく、ホテルの客室を予約するように必要などきに使いやすようなオンデマンド型オフィスのモデルを採用しておりました。企業が使いやすいように、固定費を抑えながらスペースとしての物理的な制約にとらわれず、いろいろな企業が利用していただけるような形を取っていました。

一方、誰もが出入りできる交流スペースは、地域の住民の皆様に気軽に足を運んでいただけるよう、平日9時から19時までオープン。日中は、学生やフリーランス、子育て中の方からシニア世代まで様々な人が利用しておりました。施設の管理を行う先端産業振興室長の太田さんの説明では、ICTサービスを活用したまちづくりをいち早く実装した全国的にも珍しい事例ということで報告を受けました。

こうした取組を進め、産業にも生かそうということで、2006年に整備されたのが塩尻インキュベーションプラザです。IT企業の誘致や技術の集積を行う中心的な機能を担う場所で、これがきっかけで出会った人と2010年に立ち上げた自営型テレワーク推進事業KADOだったそうです。

子育てや介護などの理由でフルタイムに働くことができない人たちなど、様々なライフスタイルに合わせた時短で働ける自営型テレワークで仕事を請け負うような仕組みを作っておりました。自営型テレワーク推進事業KADOの拠点である塩尻テレワークセンターは、塩尻市の外郭団体

である塩尻市観光公社が都市部の企業から受けた業務を細分化し、地域に住むテレワーカーに仕事を割り振ることで地域の雇用を促しているということです。

プロジェクトの多くは、こうした一連の流れの中で培われたネットワークや知見など様々な資産が結びつき、有機的に発生したものです。自然な流れで偶発的に構築されていったようにも取れる塩尻市のDX戦略ですが、市役所としては塩尻市ならではのDXの戦略や定義、DX戦略を通じて長期に達成したことを掲げていました。

塩尻市のDX戦略とは、デジタル技術によって生活の質の向上などで誰もが喜ばれるものにするために、行政DXと地域DXの両輪で動いていることでようやく初めて実現するという説明を受けました。

行政内容のDXは、窓口のオンライン化や紙ベースだった書類などをデジタル化することで日常の業務を効率化することなどで利用者の利便性は上がっています。それだけでは、住民の皆さんの生活の質の向上に直接的に寄与しづらい。ここで重要な視点は、業務が効率化したことで職員の手が空いてもっと違うことができるようになったというものではないかということでした。

塩尻市のDX戦略は、行政DXによる組織改編で生まれた人的資源を地域DXの事業に投入し、市としての地域の課題解決につながる持続可能な仕組みを作っていました。中期的に生活の質の向上をさせていくことを目指しているそうです。最終的には、職員一人一人がそれぞれの潜在能力を最大限に発揮しながら、本当に必要とされるサービスを地域に提供できるようにしたいという考えを持たれているようです。

しかし、地域でDX事業を実現するためには、最先端技術やその活用ノウハウが必要です。塩尻市のようなコンパクトな規模の自治体では、単独での実施がなかなか難しい場合がございます。そこで、前例のない規模の計画を実施するために必要不可欠な資源を持つ企業と提携することで、計画の実現可能性が高まるのではないかと考えておられるようです。

視察の感想です。

塩尻市のDX戦略の拠点となるcore塩尻が入る施設は、以前は大型量販店でしたが、2009年に撤退が決まり、空きビルになることの懸念から市が取得して活用方法を検討した結果、地域DXの拠点整備を行い、現在に至るとのことでした。市内中心部に位置する大型量販店の突然の撤退発表に動揺しながらも、結果としてはピンチをチャンスに変える結果となったようです。

core塩尻では、地域事業者（産）と学生や教育機関（学）、自治体の行政（官）、地域住民の（民）の産学官民が共同でプロジェクトを行っています。地域の人ができること、企業の人ができること、そして一緒にできることのこの3つのことができております。多様な利用者の獲得についてもつながっております。

また、eスポーツが体験できるデルタルームでは、昼間には地域のおじいちゃんやおばあちゃんが、放課後になると地元の高校生たちが練習に訪れているそうです。世代を超えたコミュニティの場にもなっていることが分かりました。

それぞれが持つ課題に対して様々な視点から解決に取り組むことで地域のコミュニティをより充実させていく取組は、由布市でも参考になると強く感じました。

次でございます。

移住定住対策、人口増加対策について。研修地、長野県南箕輪村。

村の概要は、御一読ください。

視察の内容です。

少子高齢化の時代で、全国のほとんどの市町村が人口の減少に悩まされておりますが、南箕輪村は毎年のように人口が増え続け、およそ40年で1.6倍に増えています。その理由を研修いたしました。

1960年に6,000人ほどだった南箕輪村の人口は、80年半ばには1万人を突破し、その後も増加を続け、2022年には1万6,000人を超え、県内で最も人口が多い村になりました。人口構成を見ると、生産年齢人口の構成比率が非常に高く、6割を超え、近隣市町村の中でも特に高くなっておりました。移住者の割合は73.3%となっております。

2005年から日本一の子育て支援にしようと力を入れていたことで、人口の増加とともに子どもたちの数も増え続け、これまでの学校給食センターでは賄い切れなくなり、今年新たに給食センターを建設しておりました。増えているのは小中学生だけではなく、南原保育園では1955年の開園当初、当時は60人だった定員が徐々に増えてきて、2010年に100人になると、その8年後には200人の定員になったとなっております。今では、定員に近い190人余りが保育園に通っています。急増する園児の対応をするため、保育園では増築計画を重ねておりました。

国の研究機関の推計では、2020年と2050年の人口比を比較すると、県内の市町村では南箕輪村だけが唯一増加すると推計されています。さらに、人口に占める65歳以上の高齢者の割合も2023年は県内で最も低い23.6%と、最も高い天龍村の61.9%の4割程度となっております。

なぜ、これほどまでに人口や子どもの数が増えているのかという大きな理由が、移住者の存在でした。村の人口に占める移住者やその家族の割合は7割以上と高くなっており、その理由の一つが立地のよさと宅地の安さだというふうにされていました。南箕輪村は居住地域がおよそ20平方キロメートル内に集中しており、村内には保育園から大学まであり、中央道の伊那インターから首都圏などへのアクセスも良好です。

さらに、土地の価格は、周辺市町村に比べると平均1万円ほど安く、村によりますと新築の一戸建てが占める割合は県内一とのことでした。

もう一つの魅力が、長年続けてきた子育て支援です。村は、およそ20年前の保育料を5%引き下げ、その後も段階的に下げるなど子育て世代が生活しやすい環境を整備していきました。藤城村長は常々、「とりわけ観光が強いわけではないが、暮らしやすいというのがほかの地域に比べると突出していい地域」と思っており、地元の人に投資する政策を続けていくことが重要である。移住してきてもらうために100万円や200万円を渡すのではなく、今暮らしている人たちにしっかりと手厚い投資をすることが、それが口コミで広がって人が増えていく」というふうな考えの下、施策を進めておられました。

南箕輪村に移住してきた方の声によると、この辺に住む人から南箕輪がいいよと言われ、具体的に何なのかというのは分からず来たが、実際に来てみて思うのは、子どもに対して非常に受け入れていただいている。ママに対しても受け入れてくれるところが非常に安心につながったということでした。外から来た人も緊張感があまり必要ないという実感が湧いてきたところに、暮らしやすいというところだなというふうに感じました。

20年前から力を入れてきた子育て支援によって移住者が増えた南箕輪村は、地域として移住者を受け入れる体制が根づいており、これが人気の一因であると考えられます。

次に、視察の感想です。

南箕輪村は移住者が多い村で、具体的には南箕輪村に生まれ居住している住民が3割、移住してきた住民が7割との説明に驚きました。理由の一つとして、近隣の伊那市や箕輪町など就労先にアクセスがよいことなどからベッドタウン的な位置づけになっています。また、子育て施策が充実している点も移住を決める理由になったのではないかと強く感じました。

特別な施策が実施されているわけではありませんが、子育て支援施策を確認すると、保育園の時間外に預けられるシステムがあったり、放課後児童クラブが一律19時まで——由布市でも19時までのクラブはございますが——利用可能であったり、小学校の体育専科教員の配置など、どの事業もニーズを把握し、きめ細かな事業であり、何よりも子どもに関する窓口を一元化していることは子育て世代に寄り添った便利なサービスであると感じました。

そして、移住者を増やす一番の要因は、子どもを育てるなら南箕輪村との口コミの広がり非常に効果的であるという説明を受け、子育て世代から支持をされることに納得しました。

当市も、南箕輪村と同じく就労先が多い大分市と隣接していることから、移住先に選ばれるような様々な取組を進め、子育て世代に向けたきめ細かなニーズに応える子育て支援策や教育環境のさらなる充実、参考になるヒントがたくさんあると感じる研修となりました。

以上、報告いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） おはようございます。教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。閉会中の調査研修について報告をいたします。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

記。

1、調査事件。（1）認知症不安ゼロ作戦・認知症サポーター養成2万人チャレンジの取組について。愛知県大府市です。（2）伊勢市健康福祉ステーションについて。三重県伊勢市です。

（3）桑名市教育研究所・インクルーシブ教育環境整備事業の取組について。三重県桑名市です。

2、調査研修の期間は、令和6年7月2日から4日の間です。

3、調査研修地。（1）大府市役所、（2）伊勢市健康福祉ステーション、（3）桑名市市役所です。

4、調査研究者は、記載のとおりです。随行は、議会事務局です。

それでは、調査研修の結果を報告します。別紙のとおりとなっておりますが、次のページをお開きください。

（1）大府市です。認知症不安ゼロ作戦・認知症サポーター養成2万人チャレンジの取組についてです。

①大府市の概要については、御一読ください。

②認知症不安ゼロ作戦についてです。

「認知症になりにくいまちづくり、または認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」というコンセプトに沿って、平成27年度から国立長寿医療研究センターと共同で下記の（ア）から（ウ）の3事業を柱に複合的な事業を展開しています。大府市の健康寿命は、平成30年の80.3歳から令和5年の81.3歳に伸びてきています。

次、（ア）、（イ）、（ウ）と読み上げますが、要点のみ読み上げたいと思いますので、あとは御一読ください。

（ア）脳とからだの健康チェックについて。従来型の病気を発見するための健診ではなく、脳とからだの健康度に着目し、病気に至らなくても年齢を重ねるにしたがい生じる機能低下を早期に発見することを目的としております。

（イ）プラチナ長寿健診についてです。脳とからだの健康チェックで認知症やフレイルに着目、要介護移行に影響を及ぼす因子を特定し、行政事業として実施可能となる健診モデルとして開発されました。健診の結果、認知症機能低下のリスクのある方は保健師が訪問し、必要に応じ、高

齢者支援センター等と連携して支援を行うそうです。

（ウ）コグニノートについてです。プラチナ長寿健診受診者に配付し、セルフモニタリングにより健康増進を図る目的で実施をしているものです。

次をお願いします。

（エ）安全運転技能について。国立長寿医療研究センターの調査結果で、運転を継続している高齢者は認知症になるリスクが約4割減少するということが分かっており、運転中止の必要のない高齢者が自動車運転を長く継続できるように支援するものです。これについては、一考あるなと思いました。

それでは、③認知症サポーター養成2万人チャレンジの取組についてです。

平成29年に大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例を制定し、令和2年度にサポーター登録者2万人を達成しております。また、行方不明者発生時の対策としまして、サポーターによる早期発見、早期対応を行っています。また、一方で行方不明時におけるトラブル発生時のための個人賠償責任保険事業にも加入しているそうです。

以上が、大府市です。

（2）伊勢市です。伊勢市健康福祉ステーションについてです。

①伊勢市の概要については、一読ください。

②伊勢市健康福祉ステーションについて。

（ア）概要です。子どもから高齢者まで全世代の市民の健康と福祉を総合的に支援し、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる笑子幸齢化——字はこの「笑子幸齢化」です——のまちづくりを進めるため、令和5年5月に伊勢市駅前再開発ビルに5階それから6階、7階と福祉の拠点を開設し、推進している施設です。

次の（イ）特記記事です。伊勢市駅前市街地再開発事業として、誰もがアクセスしやすい場所、施設総合管理計画による集中・統廃合、生活全般の課題をワンストップで受け止め、支援につながる拠点などを整備方針として進めてきております。年間1億円程度の賃借料を市が負担しておりますが、施設そのものはすごくすばらしいものだと思います。

以上が、伊勢市の報告です。

続きまして、（3）桑名市です。

①の桑名市の概要については、御一読ください。

桑名市では、桑名市教育研究所それからインクルーシブ教育環境整備事業の取組についてです。

②桑名市教育研究所についてです。

（ア）の概要です。桑名市教育委員会の学校支援課内に桑名市教育発展に関することを目的として設置しております。教育現場に役立つ研究調査、教職員の資質の向上を図るための研修、教

育相談、不登校児童・生徒の援助・指導について研究、教育支援センターにおいて自主・自立の力をつける支援などを行っているところです。

(イ) 桑名市の特別支援教育。特別支援教育により目指す子どもの姿として「子どもたちの障がい等による学習上や生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参画のために必要な力を身につける」としながら事業を推進しています。

(ウ) の特記記事です。教職員の負担もありますので、いろんな意味で軽減しておりますが、小学校における特別支援 1 人当たりの要特別支援児童数は 4.77 人です。(由布市は 5.38 人、令和 6 年 5 月 1 日現在) ですが、少し私たちのほうが充実しているかなと思いました。特別支援の中には短時間雇用の方も多く、マンパワー的に一概に恵まれているとは言えないとの説明を受けました。

③インクルーシブ教育環境整備事業についてですが、障がいの有無にかかわらず、誰もが支障なく、学校生活を送ることができるための環境整備を目的とし、市内公立学校におけるスロープ等の整備、段差解消、多機能トイレやエレベーターの設置などバリアフリー化に対応した学校施設の施設改修を進めているところです。財源は、事業費の 2 分の 1 以内、学校施設環境改善交付金を充当しているということです。

④は、御一読ください。

最後(4) 視察を終えてのまとめです。

今回、全国市町村の自治体が少子高齢化する中、教育福祉に関する問題について日本社会全体の問題として教育民生の立場からその問題にどのように対応しているのか、3 市において調査研究をしてきました。

まずは、大府市の認知症についてです。

高齢者が避けて通れない認知症、由布市においてもオレンジネットワークを通じ、各医療機関事業所等と力を入れて取り組んでいます。大府市は認知症になりにくいまちづくりを掲げ、脳とからだの健康チェック、プラチナ長寿健診、タブレットを使用しての健康チェック、予防のための毎日自分で記録するコグニノート、長く運転できるように安全運転技能検査を行うなど、さらに国立長寿医療研究センターで追跡調査分析を行い、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに保健師の訪問、行政間の連携さらに啓発、民間のサポート養成など一貫性が見られました。

穏やかな老後を暮らせるよう、由布市においても環境の整備さらに各機関との連携、住民との接点を多くするなど、高齢者への取組をさらに進めていく必要があります。

次に、伊勢市では駅前開発事業に伴い、子どもから高齢者まで全世代の市民の健康と福祉を総合的に支援する健康福祉ステーションを開設し、5 階から 7 階を市民の健康づくり、子育て世代支援、福祉の総合相談支援拠点と職員も充実する中、切れ目のない支援と設備に目を見張るもの

がありました。

切れ目のない支援、ここまでとはいきませんが、何とか工夫ができないものか検討の余地はあると思い、今後に生かした対応を考えていく必要があります。

最後に、桑名市です。

桑名市教育委員会の学校支援課内に桑名市教育研究所が設置され、教育現場への研究調査、教職員の研修さらに不登校児童・生徒の援助・指導と組織体制を確立し、自主自立の力をつける支援を行っています。特別支援教育は、今後文部科学省の方針に従い、自立と社会参画のために必要な力を身につけようと支援学級での授業時間数の増を計画していくとしていました。

教職員の働き方改革に取り組む一方、特別支援員の人材不足には課題が残るとされています。多くの児童・生徒が取り残されることなく、将来の目標に向かって自立できるよう、教育の観点から支援していくことの重要性を感じたところです。今後、教育環境の整備・充実を図るとともに、健やかに育っていくための政策について、さらなる調査研究を進めてまいります。

以上、報告いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆さん、こんにちは。産業建設常任委員会の研修報告を行います。

産業建設常任委員会委員長、田中廣幸。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件。一つ、札幌市6次産業化・地産地消推進戦略。札幌市。一つ、農業と観光を融合した体験型観光の開発。美瑛町。一つ、オーバーツーリズム対策。同じく美瑛町です。

2、調査研修の期間。令和6年7月22日月曜日から24日水曜日まででした。

3、調査研修地。北海道札幌市、北海道美瑛町。

4、調査研修視察者は、記載のとおりです。

5、調査研修結果は、別紙のとおり。

次ページを御覧ください。

（1）北海道札幌市。札幌市6次産業化・地産地消推進戦略。

市の概要として、札幌市は北海道の道庁所在地でありまして、面積は1,121.26平方キロメートルです。人口は196万8,776名です。あとは、御一読ください。

視察の内容。

大都市圏での農業に関する課題として、直接販売する農家が増えている一方、札幌産の農産物を購入する市民は半分程度にとどまっていること。また、環境保全型農業に取り組む農家も急増しています。現状から、安心・安全な札幌産ブランドの推進や6次産業化・地産地消の取組を支援し、農業経営の安定強化を目指して事業を実施しています。

取組として、地域に合った作物の生産普及や地域間流通を拡大するため、学校給食での利用や直売所での販売、さっぽろとれたてっこブランドの認証制度（札幌市農業振興協議会による）などを行っていました。

消費地が近い都市郊外の農地は都市計画上の市街化調整区域になっていることから、店舗等の設置は規制されていましたが、農業振興や農地保全のため、限定した規制緩和を行うため、「農業交流関連施設認定制度」を設けていました。これまで15件の開設施設があり、作物の直売所やプリンなどの加工品販売での活用が多いが、最近では農家レストランなど本格的な飲食を伴う計画も増えているとのことでした。

また、国の間接補助事業である「食料産業・6次産業化交付金事業」については、これまでの実績は2件あり、現在令和7年度の認定に向け、協議中の事業者がいるとのことでした。ただし、6次産業化のため、総合化事業計画を作成し、その計画を国に認定をしてもらう必要があるため、要件に該当しなかったり、時間と労力がかかりすぎるということで断念するケースもありました。

加えて、都市と農業の共存に向けた地域づくりを目指して、「サッポロさとらんど」を指定管理者制度によって運営しています。家畜との触れ合いや乳製品加工場見学ができるゾーン、触れ合い農園や交流館など栽培から調理までできる体験ゾーン、田園風景の中で農業との様々な触れ合いができるゾーンの3期に分けて整備されています。入場者数は75万人を超えており、これは令和5年度の調査結果です、いろんなイベントを通じて親しまれている施設となっていました。

次のページを御覧ください。

続いて、（2）北海道美瑛町。農業と観光を融合した体験型農業の開発、オーバーツーリズム対策。

町の概要は、美瑛町は北海道の中心に位置して、面積は676.78平方キロメートルです。人口は9,330人の町であります。あとは、御一読ください。

視察の内容として、パッチワークの丘などで農業景観が観光資源として有名となっている美瑛町において、青い池の景観が海外で話題となったことから、町内への入り込み客数が10年間で240万人、これは令和元年度、へ倍増している状況があります。

これらの農業景観を作る農地は地元農家の私有地であるにもかかわらず、観光目的で来町された方の中には、無断で農地に入り込み、作物を踏み倒しながら写真を撮影する姿が散見されるようになり、そのような行為が魅力的な景観であった「哲学の木」や「マイルドセブンの丘」の木

が伐採に至った一因にもなっているという話も伺いました。

これまで、その対策として注意喚起のチラシや看板を多言語表示で作成していたりしていましたが、一見さんの連続となる観光客へ周知しきれない現状があり、このまま農業と観光が対立してしまうことが地域にとって最も危惧すべき状況であるという視点から、体験型観光の開発を始めました。

農業体験プログラムの中で、専属ガイドを通して畑のことを知ってもらいつつ、実際に歩き、収穫し、食べることでこの景観の意味を理解してもらうことを目的としていました。また、農業と観光が協力していける状況を作り出すこともDMOの役割だということでした。

オーバーツーリズムについては、観光客増加により農地への無断立ち入りや観光スポット周辺の路上駐車や交通渋滞などの問題が発生しています。対策として、パークアンドランドの駐車場の整備や、侵入検知カメラによる監視などにより、農地への立ち入りの減少などの効果が出ているとのことでした。

また、町内の様々な財産を、町民、観光事業者、訪問者が協力・連携しながら「みんなの美瑛町」を守り、育てることで次世代へ引き継いでいくことを目的に、次のページを御覧ください、「美瑛町持続可能な観光目的地実現条例」を制定していました。この条例では、持続可能な観光目的の実現のため、基本理念、町民・観光事業者・訪問者それぞれの役割や生活環境及び景観に害する行為の禁止を定めていました。

（３）視察を終えて。

人口減少、高齢化社会を迎える昨今、中山間地の多い由布市においてこれからの農業は持続可能なのか。２か所の視察研修を終え、由布市の農産物の品目・面積・収益性をいま一度洗い出し、JAや商工会・観光協会との連携が必要です。

市内には農産物直売所がありますが、出品物が年々減少しているようです。農地の利用も少なくなっています。しかし、市内には農業をしながらレストランを営む方、地元農産物を加工して販売している方もおられ、こういう農業の在り方もあるように思えます。

また、市内には観光客が多くあり、湯布院町の観光客は年間４００万人とあるが、１か所に集中し、オーバーツーリズムとなっています。市としても対策をしていますが、これも限界を迎えつつあり、県外観光客に市の予算を使うのもいま一度考える必要があるかと思います。市民の生活環境や景観は、行政・市民が協力し、守り育てることです。地域農業は、その景観づくりにおいて重要な資源です。

以上、報告します。

○議長（甲斐 裕一君） 閉会中の委員会調査研修報告は、終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第４．報告第１２号

日程第５．報告第１３号

日程第６．報告第１４号

日程第７．報告第１５号

日程第８．報告第１６号

日程第９．報告第１７号

日程第１０．認定第１号

日程第１１．認定第２号

日程第１２．承認第５号

日程第１３．議案第５２号

日程第１４．議案第５３号

日程第１５．議案第５４号

日程第１６．議案第５５号

日程第１７．議案第５６号

日程第１８．議案第５７号

日程第１９．議案第５８号

日程第２０．議案第５９号

日程第２１．議案第６０号

日程第２２．議案第６１号

日程第２３．議案第６２号

日程第２４．議案第６３号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました報告第１２号から報告第１７号までの報告６件、認定第１号及び認定第２号の認定２件、承認第５号の承認１件、並びに議案第５２号から議案第６３号までの議案１２件について、一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案について、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いしています案件は、報告６件、認定２件、承認１件、議案１２件でございます。

まず、報告第１２号、令和５年度決算における健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公

債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、報告第13号、令和5年度決算における資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、報告第14号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、令和5年度において寄附件数1万2,534件、総額8億5,591万2,000円のふるさと納税を頂き、能登半島地震での災害支援代理寄附を除く、1万1,484件、8億3,600万9,000円の寄附となっており、基金へ4億1,750万円の積立てを行うとともに、同基金より1億7,530万円を取り崩して各事業に充当いたしましたので、由布市みらいふるさと基金条例第9条の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第15号、放棄した債権の報告については、令和5年度に放棄した債権について、由布市債権管理条例第14条第2項の規定より、議会に報告するものでございます。

次に、報告第16号、令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告については、教育委員会による点検・評価の報告でありますので、教育長より報告をいたします。

次に、報告第17号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、認定第1号、令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、8月21日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

次に、認定第2号、令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、水道事業会計収支決算書が提出されましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、7月26日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同法同条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

次に、承認第5号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ3,690万4,000円を追加し、予算の総額を232億9,960万3,000円としたことの承認をお願いするものでございます。これは、令和6年7月大雨により道路の寸断や土砂崩れが発生した災害に係る対応及び復旧対策となります。内容としては、市道等の土砂・倒木の緊急除去工事のほか、農地等の土砂取り除きに対する災害

復旧事業補助金等の増額等を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月1日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第52号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在固定資産評価審査委員会委員であります衛藤純司氏の任期が令和6年11月17日をもって満了となりますことから、引き続き、同氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第53号、由布市環境・観光振興基金条例の制定については、入湯税の超過課税分の収納額を環境観光整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

次に、議案第54号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第55号、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定により、本議案を提出するものでございます。

次に、議案第56号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ3億1,523万円を追加し、予算の総額を236億1,483万3,000円にお願いするものでございます。

歳入では、定額減税に伴う定額減税減収補填特例交付金や普通交付税、繰越金の額の確定のほか、事業に伴う国・県支出金などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、少子高齢化が進んでいます庄内地域において、若者定住に向けた取組として寿楽苑跡地を若者定住住宅へ宅地造成を行うための設計業務費を計上しています。また、様々な地域課題等の解決を目指して活動をしています各地域まちづくり協議会に対し、各協議会に寄附されたふるさと納税を活用した地域まちづくり活動推進交付金を交付することで取組を推し進めてまいりたいと思います。このほか、供用開始から40年が経過しています由布市立西庄内小学校の屋内運動場大規模改造工事費、また保育所の保育士不足解消を図るための支援策として保育士確保対策事業就労奨励金、入湯税超過課税分を今後有効活用していくため、環境・観光振興基金の設置、また定額減税補足給付金及び挟間小学校校舎増築工事の追加計上などをお願いしているところでございます。

次に、議案第57号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ6,873万5,000円を追加し、予算総額を40億7,814万8,000円

にお願いするものでございます。主な内容といたしましては、歳入では繰越金を、歳出では前年度分事業費の確定に伴う交付金等の精算に係る経費を増額するものでございます。

次に、議案第58号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ292万7,000円を追加し、予算総額を6億6,502万8,000円にお願いするものでございます。主な内容といたしましては、歳入では繰越金を、歳出では予備費を増額するものでございます。

次に、議案第59号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億2,110万9,000円を追加し、予算総額を45億5,002万1,000円にお願いするものでございます。主な内容としては、歳入では基金繰入金、繰越金、歳出では基金積立金、諸支出金を増額するものでございます。

次に、議案第60号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出からそれぞれ49万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,688万1,000円とするものでございます。歳入では繰入金の減額と繰越金の増額、歳出では積立金の増額と給与管理費を減額するものでございます。

次に、議案第61号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算では支出を増額するもので、資本的予算では収入及び支出を増額するものでございます。

次に、議案第62号、財産の取得については、校務用パソコン購入事業になります。8月22日に指名競争入札を執行した結果、株式会社オーイーシーが消費税を含む2,127万8,400円で落札し、8月27日付で仮契約を締結いたしました。この物品購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号、工事請負契約の締結については、湯平地域緊急避難所新築工事になります。8月22日要件設定型一般競争入札を執行した結果、ANA I 株式会社が消費税を含む2億1,059万7,200円で落札し、8月27日付で仮契約を締結いたしました。この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。開始時間は11時20分といたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、報告第16号、令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 報告第16号について御報告申し上げます。

報告第16号、令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和5年度執行）報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和5年度執行）を実施したので、同条第1項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出、由布市教育長。

由布市教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に努めるとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、このたび令和5年度の実績について教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を実施し、報告書を作成いたしました。

由布市教育委員会では、第2期由布市教育振興基本計画を年度ごとに実効性のあるものとするために策定した令和5年度由布市教育方針に沿って事業を推進しており、学校教育、社会教育、スポーツ振興のそれぞれの領域で、学力向上や自立支援体制の整備をはじめ、社会教育、スポーツレクリエーションや青少年健全育成の推進など、教育方針の具体化に向けての施策23項にまとめ、その達成状況及び各事業の取組状況を踏まえ、内部評価を行い、成果や課題、今後の取組について協議を行いました。

次に、外部評価として、教育に関し学識経験者を有する方から内部評価に対する御意見や各事業への御提言などをいただく中で、成果だけでなく実効性や課題も明らかになったところであります。

この点検・評価報告書につきましては、8月27日に開催されました由布市教育委員会定例会におきまして、内容等の承認をいただき、教育委員会の事務の管理及び執行状況について、適正に点検・評価されていると認められましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検・評価（令和5年度執行）報告書として、議会に報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告は終わりました。

次に、報告第17号、例月出納検査の結果に関する報告について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、報告第17号について御報告申し上げます。

報告第17号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和6年9月4日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和6年4月分、5月分及び6月分の例月出納検査をそれぞれ5月27日、6月28日及び7月29日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 例月出納検査の結果に関する報告は終わりました。

次に、人事案件を除き、ただいま上程されました報告、認定、承認並びに各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第12号及び報告第13号について、続けて説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。報告第12号について詳細説明をいたします。

報告第12号、令和5年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化判断比率を報告する。

令和6年9月4日提出、由布市長。

中段の健全化判断比率の表を御覧ください。

令和5年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。①の実質赤字比率は一般会計の赤字、黒字を判断する指標で、②の連結実質赤字比率は一般会計を含む全会計の実質赤字額を標準財政規模に対する比率で算出したものでございます。共に黒字であるため、赤字比率の数値はございませんが、参考として括弧書きで黒字の比率をマイナス数値で表示しております。

次に、③の実質公債費率ですが、一般会計が負担する元利償還金と純元利償還金の標準財政規模に対する比率となっており、借金の返済に充てられる収入の割合が3年の平均値で示しております。令和5年度の数値は7.2%となっております。

最後に、④の将来負担比率につきましては、一般会計が将来に支払う可能性のある負債額を標準財政規模に対する割合で示したものです。令和5年度は30.6%となっております。これらの数値が表の右側、早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定が義務づけられています。

次に、報告第13号を御説明いたします。

報告第13号、令和5年度決算における資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。

令和6年9月4日提出、由布市長。

中段の資金不足比率の表を御覧ください。

水道事業及び農業集落排水事業の2つの公営企業会計の経営の健全化状況を資金不足比率で示すものですが、いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、比率はありません。参考として括弧書きで資金余剰金で算出したマイナス数値を表示しております。

なお、報告第12号及び第13号の詳細につきましては、決算書に添付しております令和5年度由布市決算に係る概要説明書の31ページ、32ページに掲載しておりますので御参照いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま詳細説明がありました報告第12号及び報告第13号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。令和5年度決算における由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の結果を御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定により、令和6年7月19日に市長から由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の依頼がありました。

審査では健全化判断比率、資金不足比率とそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令などに準拠し、適正に作成されているかなどを確認いたしました。また、今後の比率の推移予測などを主眼に、関係職員から聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、そしてこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。また、それぞれの比率についても、基準値を下回り健全であることが認められましたので、引き続き財政の健全化に努めるよう要望いたしました。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第14号について詳細説明を求めます。財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。報告第14号の詳細説明をいたします。

報告第14号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。

由布市みらいふるさと基金条例第9条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり報告する。

令和6年9月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

由布市みらいふるさと基金条例施行規則第3条の規定により、由布市総合計画基本構想項目に沿って寄附金の件数及び金額を記載しております。

令和5年度においては、寄附総件数1万2,534件、寄附総額8億5,591万2,000円の寄附をいただきました。このうち寄附件数1,050件、寄附額1,990万3,000円につきましては、本年1月1日発災の能登半島地震で被災した石川県珠洲市への災害支援代理寄附となっております。代理寄附を除く寄附件数1万1,484件、寄附額8億3,600万8,300円が当市への寄附となっております。

なお、令和5年度には4億1,750万円の基金積立を行うとともに、1億7,530万円の取り崩しを行い、各事業に充当しましたので、令和5年度末の基金残高は5億4,676万452円となっております。

下の段をお願いいたします。

由布市総合計画基本構想項目に沿って、令和5年度に基金を繰入れて実施いたしました事業を記載しております。

22の事業に総額1億7,530万円を基金から充当しています。

なお、この運用状況はホームページ並びに市報へ掲載する予定でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第15号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。報告第15号について詳細説明をいたします。

報告第15号、放棄した債権の報告について。

由布市債権管理条例（令和4年条例第23号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

これは由布市が抱える債権のうち、市が強制徴収及び強制執行できない非強制徴収公債権と私債権について、由布市債権管理条例の規定に基づき、放棄した債権につきまして報告するもので

ございます。

表の上段、債権の名称、生活保護法第63条返還金、該当者1名、119万4,923円、放棄事由は第7号、著しい生活困窮状態で、資力回復の見込みがないによるものです。

次に、債権の名称、水道料、放棄事由第2号、債務者の所在不明によるものが3名、合計で2万4,460円、第4号、破産等による免責によるものが1名、7万6,680円、第7号、著しい生活困窮状態で資力回復の見込みがないによるものが1名、15万6,370円、水道料のみの小計で25万7,510円、生活保護法の還付金と合わせて総計の145万2,433円を放棄しております。

放棄年月日は、生活保護法の返還金のほうが令和6年3月26日、水道料のほうが令和6年3月29日となっております。

以上、報告をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、認定第1号について詳細説明を求めます。まず、財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。認定第1号につきまして詳細説明をいたします。

認定第1号、令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

説明につきましては、令和5年度由布市歳入歳出決算書のほか、令和5年度由布市決算に係る概要説明書及び令和5年度財政状況カードにて行わせていただきます。

まず、令和5年度由布市決算に係る概要説明書の1ページを御覧ください。

各会計における歳入歳出の総額、実質収支額など、収支の状況を記載しております。一般会計におきましては、最優先課題でありました新型コロナウイルス感染症に係る対策が、新型コロナウイルスの感染症法上5類に移行したことに伴い令和5年度で終了した一方、不安定な世界情勢を起因としたエネルギー価格高騰に伴う物価高騰対策や度重なる災害からの早期復興・復旧に向けた取組により、近年決算規模が大きくなっている状況であり、歳入及び歳出の額は過去4番目の決算規模となっております。

歳入歳出それぞれの総額の差である形式収支から翌年度繰越額を控除した実質収支は、6億2,088万8,476円と引き続き黒字を確保したところでございます。

実質収支を含めた収支状況につきましては、後ほど決算状況カードにより少し説明を加えさせていただきたいと思っております。特別会計の決算につきましては、担当課長からそれぞれ御説明をさせていただきます。

2ページから一般会計歳入目別状況になります。主な款の決算状況につきまして御説明をいた

します。

1 款市税は、総額 4 2 億 9, 9 2 9 万 9, 0 0 0 円で、前年度比 1 億 4, 3 8 4 万 5, 0 0 0 円、率にして 3. 5 % の増額となっております。増額の要因といたしましては、新型コロナウイルスが感染症法上 5 類に移行したことによる経済活動の回復により、個人・法人住民税、入湯税が増加したことに加え、新築住宅の増加、減免措置の終了による家屋の増加や企業の設備投資の増により、固定資産税が増加したことが要因となります。

4 款配当割交付金及び 5 款株式等譲渡所得割交付金については、前年度より合わせて 8 8 9 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。コロナ禍からの景気回復や株価の上昇が要因と考えております。

6 款法人事業税交付金は、前年度比 1, 7 0 8 万 8, 0 0 0 円の増額となっております。経済活動の回復に加え、円安を追い風に輸出産業の業績が伸びるなど、企業収益が拡大したことが要因と考えております。

9 款環境性能割交付金は、前年度比 9 0 8 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。この交付金は自動車の取得価格に対し、環境性能に応じて課税され、市道の延長、面積で案分した上、交付されるものです。新型コロナウイルス感染症の拡大で、新車販売台数が落ち込んでいましたが、経済の回復により新車販売台数が増加に転じたことが要因と考えております。

1 2 款地方交付税は、総額 6 4 億 1, 3 2 9 万 4, 0 0 0 円で、前年度比 1 億 1 9 3 万 4, 0 0 0 円、率にして 1. 6 % の減額となっております。このうち普通交付税については、個別算定経費など基準財政需要額の伸びにより、前年度と比べ 3, 4 0 8 万 1, 0 0 0 円の増額となっておりますが、特別交付税はし尿処理施設整備事業費や災害関連費等の特殊財政需要が減となったことから、1 億 3, 6 0 1 万 5, 0 0 0 円の減額となっております。

1 4 款分担金及び負担金は、前年比 3, 4 4 9 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。県営農業水利施設保全合理化事業分担金や県営圃場整備事業地元分担金、生活環境整備事業分担金の減額が主な要因でございます。

3 ページをお願いします。

1 6 款国庫支出金は、総額 3 5 億 5, 3 2 1 万 2, 0 0 0 円で、前年度比 6 億 6, 1 2 9 万 8, 0 0 0 円、率にして 1 5. 7 % の減額となっております。住民税非課税世帯給付金事業費補助金や子ども・子育て支援交付金、循環型社会形成推進交付金等の減額が主な要因でございます。

1 7 款県支出金は、総額 2 5 億 1, 6 1 9 万 8, 0 0 0 円で、前年度比 9, 4 1 3 万 4, 0 0 0 円、率にして 3. 9 % の増額となっております。新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した消費喚起プレミアム商品券発行支援事業補助金や農業活性化スタートアップ圃場設置事業補助金の減額があった一方、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金等の増額が要因でございます。

4 ページをお願いします。

18 款財産収入は、前年比 3 億 1,170 万 9,000 円、率にして 82.2%の減額となっております。令和 4 年度は消費喚起プレミアム商品券に係る売上げとして、3 億 1,619 万が計上されたことが減額の主な要因となります。

19 款寄附金は、前年比 3 億 290 万 2,000 円、率にして 53.5%の増額となっております。企業版ふるさと納税の伸びやふるさと納税に係るサイトの拡充等により、寄附金額の総額は前年度の 1.5 倍を超える 8 億 6,857 万 9,000 円ほどとなっております。

20 款繰入金は、前年比 7 億 786 万 4,000 円、率にして 133.9%の増額となっております。財政調整基金の繰入れが 2 億 9,524 万 8,000 円増加したことに加え、令和 6 年 10 月からのおおいた消防指令センター全面運用に伴い、現在、運用しています消防救急デジタル無線の運用が終了となることから、起債の繰上償還を行うため、減債基金から 3 億 2,062 万 5,000 円を繰入れたことが主な要因となります。

22 款諸収入は、前年比 1 億 6,192 万 7,000 円、率にして 21.4%の減額となっております。農地災害復旧事業過年度収入等が減額となったことによるものです。

5 ページをお願いします。

23 款市債ですが、総額 13 億 2,332 万 7,000 円で、前年度比 6 億 7,299 万 9,000 円、率にして 33.7%の減額となっております。小学校施設整備事業や旧湯平地区公民館除却事業、道路整備事業等により増額となった一方、新環境センター整備事業分担金やし尿処理施設整備事業が減少したことに加え、臨時財政対策債の発行を抑制したことなどが主な要因でございます。

地方債につきましては、この概要書の 15、16 ページに事業別借入明細書を掲載しておりますので御参照いただければと思います。

以上、歳入総額は 230 億 4,249 万 8,000 円となり、前年度比 4 億 8,517 万 3,000 円、率にして 2.1%の減額となっております。

次に、6 ページからは歳出の目別状況でございます。主な款について御説明いたします。

2 款総務費は、前年度比約 1 億 9,500 万円、率にして 6.0%の増額となっております。新型コロナウイルス緊急対策事業（行政 IT 化）やコンビニ交付事業費、湯平共同温泉管理事業費等で減額となった一方、みらいふるさと寄附金推進事業が増額となったことが主な要因でございます。

3 款民生費は、前年度比約 2 億 2,500 万円、率にして 3.3%の増額となっております。子育て世帯生活支援特別給付金や過年度精算国庫返納金で減額となった一方、住民税非課税世帯給付金追加給付を行ったことが要因でございます。

7 ページをお願いします。

4 款衛生費は、前年度比約 9 億 3,600 万円で、率として 37.1%の減額となっています。新型コロナウイルスワクチン接種事業やし尿処理施設整備事業費等で減額となったことに加え、新環境センター整備事業に伴う分担金が、令和 5 年度においては事業の進捗の関係から発生しなかったことが要因でございます。

6 款農林水産業費は、前年度比約 1,300 万円の減額となっております。県営基盤整備事業や地産事業が増額となった一方、新型コロナウイルス緊急対策事業費（農業振興）や林道整備事業等が減額となったことが主な要因でございます。

7 款商工費は、前年度比約 3 億 2,900 万円、率として 35.2%の減額となっています。DESTINATION キャンペーン推進事業が増額となった一方、消費喚起プレミアム商品券発行事業が減額となったことが主な要因でございます。

8 款土木費は、前年度比約 1 億 4,300 万円で、率として 10.6%の増額となっています。市営住宅整備事業や道路維持事業が減額となった一方、防衛調整交付金事業や辺地対策事業、過疎対策事業等に伴う道路改良工事や公園長寿命化計画策定業務委託料が増額となったことが要因でございます。

8 ページをお願いします。

9 款消防費は、前年比約 1 億 7,100 万円で、率として 18.1%の減額となっております。これは災害対策環境整備事業が減額となったことが要因でございます。

10 款教育費は、前年比約 1 億 8,200 万円で、率として 13%の増額となっています。挟間小学校増築工事に向けた実施設計やプール解体工事費や旧湯平公民館解体工事が増額となったのが主な要因でございます。

11 款災害復旧費は、前年比約 3 億 5,800 万円の減額となっています。これは令和 2 年 7 月豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧事業が減額したことが要因でございます。

12 款公債費は、前年比約 4 億 7,900 万円、率にして 20.5%の増額となっています。これはおおいた消防指令センター全面運用に伴い、現在運用しています消防救急デジタル無線システムの運用が終了となったことから、緊急防災減災事業債の繰上償還を行ったことが増額の主な原因でございます。

13 款諸支出金は、前年比約 5,400 万円の増額となっています。令和 5 年度に追加交付のあった地方交付税のうち 4,934 万 6,000 円は臨時財政対策債償還分として交付されたことから、基金費として計上したことが増額の主な要因でございます。

以上、歳出合計は 221 億 5,952 万円で、前年度比 5 億 2,343 万 1,000 円、率にして 2.3%の減額となっております。

次に、２２ページをお願いいたします。

特別会計に対する繰入金の一覧表となっております。総務省が示す繰出し基準に合致した基準内と、基準に合致しない経費である基準外の２段書きで表示をしております。特に、水道事業会計では、令和６年１月より段階ではありますが、改定した水道料金が適用されることから、基準外で９７６万３,０００円の減額となっております。

次に、２３、２４ページにかけては、令和５年度物価高騰対策事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業をまとめております。物価高騰対策事業は消費下支え等を通じた生活者支援や低所得者、子育て世代等の支援など５事業に、新型コロナウイルス感染症対策事業は感染拡大防止対策や市民生活の支援、事業継続の維持、経済活動の再活性化、地域社会のデジタル化の推進に向けた対策、物価高騰に伴う低所得者、子育て世帯や事業者等の支援など、３０事業に支出をしております。２事業の総額は約１２億６,４００万円を支出し、このうち６億３,８００万円余りは地方創生臨時交付金を財源充当しております。

次に、２７ページをお願いいたします。

地方債残高明細でございますが、令和５年度末の市債の残高は２１０億９,１１６万５,０００円で、前年度比１４億３,０９１万２,０００円の減額となっております。これは臨時行政対策債の抑制に加え、全体としても令和５年度の市債発行を抑制したことにより減少したものでございます。

２８ページからは、公有財産の異動明細書を掲載をしております。財産に関する調書につきましては、決算書では５１９ページ以降に増減と現在高を記載しておりますので、後ほど併せて御確認をいただければと思います。

次に、決算書のほうでございますが、５２２ページのほうをお願いいたします。

（３）として、出資による権利を掲載しております。

令和５年度末の現在高合計は３億８,２７８万円となっており、増減は発生をいたしておりません。

次に、５２４ページをお願いいたします。

基金の状況をお示しをしております。令和５年度末現在高は、合計で６５億７,６９２万１,０００円、前年度比で４億６,６４３万７,０００円の減額となっております。中でも財政調整基金につきましては、補助率の高い国、県の事業や交付税措置のある市債等の有効活用を図るとともに、事業の見直しや不要不急な事業の執行保留など歳出削減を徹底したものの、不安定な世界情勢による物価高に伴う物価高騰対策事業や豪雨、台風からの災害復旧に取り組んだことから、２３億７６２万６,０００円、前年比で３億４,４９０万４,０００円の減額となっております。

また、自主財源確保の一環として、地域振興基金においては国債運用などによる利子積立で、873万6,000円の増額、さらにみらいふるさと基金については、ふるさと納税サイトや返礼品の拡充などにより、2億4,220万2,000円増加しております。

また、526ページ、527ページにおきましては、定額資金運用基金の運用状況をお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、決算関連資料といたしまして、由布市決算に係る概要説明書の最後のページに添付をいたしております令和5年度財政状況カードを御覧いただきたいと思います。

財政状況カードは、決算統計の結果の概要でまとめたもので、決算統計上で区分、整理した数値となっております。そのため、幾つかの項目に関しては決算書と異なる数値がございますので、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。

では、実質収支を含めた収支状況について御説明をいたします。

表の右側上段に収支状況を、令和5年度及びその比較として並列をしてお示しをしております。ちょっと小さいんですけども、区分C、歳入歳出差引額である形式収支から翌年度繰越財源を控除したE実質収支は、6億2,088万9,000円の黒字となっております。この実質収支から前年度実質収支を差引いたF単年度収支は、1億6,902万7,000円の黒字となっております。また、この単年度収支に実質的な黒字要素であるG財政調整基金積立金353万3,000円と、H繰上償還金3億2,062万5,000円を加え、I積立金取崩額6億4,843万7,000円を引いたJ実質単年度収支は、1億5,525万2,000円の赤字となっております。

以上が、全体的な決算状況の御説明でございます。

これより、各事業の決算の詳細につきましては、担当課長より順次御説明をいたしますが、まず財政課所管の主な事業を御説明をさせていただきます。

決算書の107ページをお願いします。

2款1項5目財産管理費につきましては、施設の建物災害保険料や庁舎等の事業系ごみ収集処理業務委託料、固定資産台帳システム使用料などが主な内容となっております。

その下、公用車管理事業は公用車を5台更新したことやエネルギー価格高騰による燃料費高騰の影響から、前年度比396万6,709円の増額となっております。

109ページをお願いします。

財産有効活用事業は、普通財産処分に向けて不動産鑑定や境界確定及び土地の分筆に必要な登記費用が主な内容となっており、前年度比255万5,140円の増額となっております。

次に、115ページをお願いします。

湯平共同温泉管理事業は、湯平地区新泉源に係るものが主なものとなります。そのうち14節

工事請負費は、新泉源の加圧誘導工事及び揚湯管リーミング工事で、543万4,880円となっております。

公共施設等総合管理計画策定事業は、ファシリティマネジメントシステム使用料が主な内容となりますが、令和5年度より由布市公共施設個別計画の見直しを3か年で進めていることから、176万4,400円の増額となっております。

普通財産管理事業は、普通財産施設に係る光熱費などの支出が主なものとなります。

市行林等造林管理事業は、市有地における森林に係る保険料となります。

入会地分収交付金事業は、市有地の貸付等や造林木の処分及び立木補償に伴う費用として、16団体への地元交付金となっております。

入札・契約適正化推進事業は、大分県及び県下18市町村で共同運用しています電子入札システムは、現在、委託工事請負契約に対して運用しておりますが、物品においても令和6年10月から運用開始するため、システム開発として236万5,010円の負担を求められたことが増額の要因となります。

個別事業の概要につきましては、主要施策の成果説明書並びに令和5年度事務事業評価表を御参考いただきますようよろしくお願いいたします。

財政課の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 議会事務局長です。詳細説明をいたします。

決算書93ページをお願いいたします。

1款1項1目の議会費につきましては、議員の報酬や共済費、会議録作成業務の委託料が主なものでございます。

次に、議会情報提供事業は、議会だよりの印刷製本費と議会中継業務の委託料となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長でございます。まず、総務課所管の主な事業について詳細説明をいたします。

初めに、決算書95ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費については、会計年度任用職員の報酬や共済費、費用弁償のほか、事務経費としての消耗品費や法規追録代、また97ページにあります後納郵便料などの通信運搬費、複合機のコピー使用料、職員の総合健診費用負担金などが主なものとなっております。この事業に対しましては、職員駐車料や雇用保険料個人掛け金などを特定財源として充当しております。

す。

次に、職員研修事業については、管理職研修時の講師謝金や職員の各種研修参加に伴う旅費及び負担金となっております。

次に、105ページをお願いいたします。

2款1項2目の広報広聴推進事業は、市報発行に係る印刷代、ホームページ、アプリの保守管理委託料が主なものです。この事業の特定財源としては、県広報誌配布事務委託費やホームページバナー広告料収入などを充当しております。

次に、戦略的プロモーション基盤整備事業は、ゆふいんラジオ放送、情報発信委託料が主なものです。

次に、135ページをお願いします。

2款1項10目の諸費は、石川県珠洲市への地震被害への義援金150万円が主なものでございます。

次に、防犯体制確立事業は、少年補導員36名の報酬、23地区への防犯灯設置に係る補助金、それから232世帯に対する特殊詐欺防止機能付電話機購入補助金が主なものでございます。

次に、137ページをお願いいたします。

自治会活動促進事業は、自治委員への報酬や6自治区に対する自治区放送施設補助金、市自治委員会連合会への補助金が主なものでございます。

次に、139ページをお願いいたします。

2款1項11目の交通安全施設整備事業は、市内11地区におけるカーブミラー12基の整備工事費となっております。

以上で、総務課の詳細説明を終わります。

続きまして、監査・選挙管理委員会事務局に係る決算の詳細説明を行います。

151ページをお願いいたします。

2款4項1目の選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会の開催のほか、事務局の通常経費となっております。

次に、153ページをお願いいたします。

2款4項5目の参議院議員選挙費につきましては、令和5年4月執行の参議院議員大分選挙区補欠選挙における執行に係る経費となっております。県支出金、参議院大分県選出議員補欠選挙執行委託費が充当されております。

次に、155ページをお願いいたします。

2款4項6目の知事県議会議員選挙費につきましては、同じく令和5年4月執行の大分県知事選挙、大分県議会議員選挙における執行に係る経費となっております。県支出金、県知事県議会

議員選挙執行経費、市町村交付金等が充当されております。

選挙管理委員会事務局分は以上です。

次に、監査委員事務局につきましては、159ページになりますが、2款6項1目の監査委員費になります。監査委員の報酬ほか事務局の通常経費となっております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。令和5年度の総合政策課に係る決算について、主なものについて詳細説明申し上げます。歳入につきましては、歳出に合わせて説明申し上げます。

それでは、決算書117ページをお願いいたします。

2款1項6目、事業番号364番、地域おこし協力隊事業は、協力隊員2名の報酬、住宅借上料が主なものです。

119ページをお願いします。

事業番号434番、地域公共交通事業はコミュニティバス運行委託に係る経費です。財源につきましては、県補助金の生活交通路線支援事業費補助金880万5,000円や基金繰入金、みらいふるさと基金より2,143万4,000円を充当しています。また、総合政策課雑入671万1,867円のうち、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等615万2,000円を充当しております。

121ページをお願いいたします。

事業番号541番、新たな交通体系構築事業595万670円は、地域公共交通計画の策定に係る公共交通活性化協議会負担金でございます。

次に、事業番号714番、由布市に住みたい事業は、由布市移住者等居住支援事業を活用した移住者への補助金です。財源は県の空き家活用事業費補助金175万円と移住支援事業費補助金1,360万円、みらいふるさと基金2,068万円等を充当しております。

次に、事業番号803、まちづくりと公共交通連携事業96万4,700円は、地域公共交通の利便性、持続可能性の向上を図るため、地域との協働による新たな公共交通モードの調査のための委託費でございます。財源は、まちづくり支援自動販売機基金繰入金250万円のうち、96万円を充当しております。

続きまして、813番、企業立地促進事業は、豊洋精工（庄内工場）の増設に伴う立地企業補助金が主なものでございます。

123ページをお願いいたします。

事業番号873番、次世代交通実験事業は、由布市グリーンスローモビリティ推進コンソーシ

アムへの補助金です。

次に、事業番号 902 番、市民提案型連携協働事業は、第 1 回採択事業となりました湯平藝文會の初年度の事業執行に要した補助金 305 万 746 円と、第 1 回、第 2 回の審査会開催経費でございます。財源は、みらいふるさと基金 311 万 1,000 円を充当しております。

125 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 7 目電子計算費です。事業番号 365 番、行政事務情報化推進事業は電算運用業務の委託料やシステム使用料、また電算機器の更新、光ケーブルの移設工事、仮想ブラウザの利用負担金などです。財源はデジタル基盤改革支援国庫補助金 1,022 万 8,000 円のうち 776 万 6,000 円と財産貸付収入の光ファイバーケーブル使用料 29 万 4,680 円などを充当しております。

次に、367 番、地域情報化計画事業費 283 万 2,328 円は、地域のスマホ支援員育成に係る費用 162 万 2,500 円や電子申請システムの開発、システム使用等に係る経費となっております。財源は情報通信技術講習事業費補助金 24 万 5,895 円を充当しております。

次に、事業番号 3 番、新型コロナウイルス緊急対策事業（行政 IT 化）は、ペーパーレス会議システムに係る委託料でございます。

157 ページをお願いいたします。

中段、2 款 5 項 1 目統計調査総務費は、事業番号 43、統計調査総務費は統計業務に係る会計年度任用職員の人件費です。財源は統計調査委託金の住宅土地統計調査委託費 292 万円のうち 33 万 6,000 円、経済センサス調査区管理に係る委託費 5,000 円を充当しております。

次に、下段、2 款 5 項 2 目指定統計費、住宅・土地統計調査事業 507 番につきましては、令和 5 年度に実施した調査費用で、調査員報酬 239 万 710 円が主なものでございます。

以上で、総合政策課に係る令和 5 年度決算の詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩いたします。開会は 13 時からといたします。

午後 0 時 16 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開いたします。

ただいまの出席議員数は 16 名です。鷲野議員から欠席届が出ています。

引き続き詳細説明を求めます。財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。令和 5 年度一般会計決算詳細説明を行います。

決算書 119 ページをお願いいたします。

中段にあります事業番号４３９番、みらいふるさと寄附金推進事業は返礼品発送業務等に係る事業者への委託料と基金積立金が主なものです。この事業に充てられる財源は、指定寄附金のふるさと納税が充当されています。

以上で詳細説明のほうを終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、会計管理者。

○会計管理者（二宮 啓幸君） 会計管理者です。会計課所管の令和５年度決算につきまして詳細説明をいたします。

決算書１０７ページをお願いいたします。

上段、２款１項４目会計管理費の支出済総額は２,２０２万９,２７９円です。主な支出内容は、会計年度任用職員報酬、口座振替手数料や公金事務取扱手数料等の役務費、通信回線変更業務委託料でございます。不用額は１２０万３,７２１円で、予算執行率は９４.８％となっています。税等の安定した収入確保及び収納率向上を図るための経費、口座振替等手数料の支出済額は１,４５３万７,３４６円で、前年度と比較し３７万８,２８２円減少しています。市税等のコンビニ収納手数料は、件数が伸び増額となったものの、総合収納手数料及び窓口収納事務取扱手数料などの件数が減少したことが主な要因と考えられます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。詳細説明をいたします。

１０９ページをお願いいたします。

中段の２款１項５目財産管理費のふるさとふれあい交流施設管理事業につきましては、ほのぼの温泉館、工芸館、地域交流館等、施設の維持管理経費のほか、工芸館の床置き空調機器更新などとなっております。この事業に対しましては、歳入のふるさとふれあい交流施設使用料７９９万６,４９３円、雑入２３７万２,１３３円を充当しております。

次に、ロノ原ふれあい広場管理事業でございます。１１１ページをお願いいたします。ロノ原ふれあい広場管理事業につきましては、庄内町中尾のロノ原ふれあい広場の電気料等、維持管理に係る経費でございます。

次に、庄内庁舎等管理事業につきましては、会計年度職員２名の報酬等並びに庄内庁舎の光熱水費、電話料、施設や浄化槽の清掃管理、警備保障、各種機器の保守点検のほか、本庁舎屋上の防水工事などとなっております。

１２７ページをお願いいたします。

２款１項９目地域振興費の地域振興費（庄内）につきましては、草刈り作業や清掃など、地域内の保全作業に伴う作業員３名分の報酬が主なものでございます。

129ページをお願いします。

若者定住住宅推進事業につきましては、旧寿楽苑施設解体に伴う負担金となっております。

次に、庄内地域活力創造事業につきましては、地域住民等が自主的・主体的に企画・実施する各種事業を支援するもので、11団体に補助金を交付しております。この事業に対しましては、歳入のまちづくり支援自動販売機基金繰入金50万円を充当しております。

131ページをお願いします。

庄内神楽伝統継承事業につきましては、小学生等を対象に実施した神楽体験などの講師謝金となっております。

次に、神楽殿管理事業につきましては、神楽殿及び伝習館の維持管理に係る経費のほか、神楽殿舞台の工事となっております。この事業に対しましては、歳入の森林環境譲与税基金繰入金111万2,100円を充当しております。

133ページをお願いします。

地域コミュニティ形成促進事業（庄内）につきましては、集落支援員2名の報酬及び阿蘇野・直山まちづくり協議会への活動推進交付金が主なものでございます。この事業に対しましては、歳入の指定寄附金68万2,533円、県補助金309万円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。詳細説明をいたします。

127ページをお願いいたします。

2款1項9目地域振興費につきましては、作業員3名を含む会計年度任用職員の報酬が主なものでございます。

129ページをお願いします。

下段の湯布院地域活力創造事業は、主要施策の成果説明書の7ページに記載しています3団体3事業について、地域活力創造事業補助金を交付しているものでございます。

131ページをお願いいたします。

中段、旧湯布院公民館跡地整備事業の12節委託料は、基本設計・実施設計委託、用地・地質調査設計委託が主なものとなっております。この事業に対しましては、みらいふるさと基金1,710万円を充当しております。

その下、コミュニティ施設整備促進事業の12節委託料は、道の駅ゆふいんの物産館建て替えに伴う調査委託費と14節工事請負費は、乙丸温泉館外壁工事改修費でございます。

その下、湯布院交通渋滞対策事業の12節委託料は、AIカメラを使って渋滞情報の発信を行う委託料となっております。この事業に対しましては、国のデジ田交付金281万3,500円

を充当しております。

その下、湯平温泉復興まちづくり推進事業の１２節委託料は湯平緊急避難所に係る設計業務委託、地質調査、復興まちづくり計画策定業務委託が主なものでございます。この事業に対しましては、国の社会資本整備総合交付金、都市防災推進事業費補助金を１，４０７万２，０００円と辺地債を４２０万円を充当いたしております。

最後に、１３３ページをお願いいたします。

地域コミュニティ形成促進事業につきましては、湯平担当の地域おこし協力隊員１名の報酬と湯平まちづくり協議会への活動交付金が主なものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 挟間振興局長。

○挟間振興局長兼地域振興課長（井原 和裕君） 挟間振興局長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

１１１ページをお願いいたします。

２款１項５目財産管理費、挟間庁舎等管理事業２，８５９万８，３２１円につきましては、挟間庁舎、旧保健センター等の設備改修工事等の工事費２６０万１，６９８円と、挟間庁舎の光熱水費、電話料、設備や浄化槽の清掃管理、警備保障、各種機器の保守点検料が主なものでございます。

次に、１２７ページをお願いいたします。

下側、２款１項９目地域振興費（挟間）の９１４万３，７６５円の主なものにつきましては、１２９ページ、お願いします。

１節報酬８５３万２，７１１円、これは挟間地域の市道草刈り等の保全作業のための作業員３名と事務補助員１名、計４名分の会計年度職員報酬となっております。

次に、１４節の環境整備工事費４１万９，１００円は、市道側溝整備工事やカーブミラー設置工事が主なものでございます。財源といたしましては、雑入の大村市からの環境整備協力費１，６１３万６，７９７円の一部を充当しております。

挟間地域活力創造事業２１０万４，０００円は、挟間地域の８団体に対して、自主的・主体的に企画・実施する各種事業を支援するために補助金として交付しているものでございます。

その下、由布川交流センター管理事業４５６万７，９２５円につきましては、会計年度任用職員１名の報酬と施設の維持管理費が主なものでございます。財源といたしましては、由布川交流センターの使用料１３７万４００円と、雑入、自動販売機手数料２万７５８円を充当しております。

１３１ページをお願いいたします。

地域活力づくり総合事業２３０万８,９００円は、由布川峡谷遊歩道路肩復旧工事でございます。

続きまして、１３３ページをお願いいたします。

地域コミュニティ形成促進事業（挾間）の４９１万５８５円は、谷むらづくり協議会の活動費となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書の１３５ページをお願いいたします。

２款１項１０目、下段の男女共同参画プラン推進事業、７節報奨費の３万８,５００円につきましては、男女共同参画週間における由布市内街頭啓発キャンペーン実施に伴う謝金等が主なものでございます。

次に、１４１ページをお願いいたします。

２款１項１３目、上段の人権・部落差別解消推進費２６０万３,６７２円のうち１０節需用費１０８万５,４３２円は、各種大会・研修会等の参加資料代などが主なものでございます。

１８節負担金、補助及び交付金の１０５万１,０００円は、保護司会助成金８０万円が主なものであり、そのほか各協議会の負担金でございます。

次に、その下の人権啓発推進事業３３７万１６円のうち、１節報酬２１５万３,４７７円は、湯布院川上地区集会所の運営等を担当しております会計年度任用職員１名分の報酬でございます。

７節報奨費４５万６,０００円は、湯布院川上地区集会所で開催しております主催教室指導者の謝金でございます。この事業に対しては、雑入の１８万２,０００円を充当しております。

次に、その下の人権啓発活動地方委託事業の８０万２,７８１円につきましては、人権週間に伴う「人権を大切にする市民の集い」開催に係る経費などが主なものでございます。この事業に対しては県からの委託金３３万８,０００円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。市税歳入につきましては、財政課長より説明がありましたので、給与管理費を除く主な歳出につきまして詳細説明をいたします。

決算書１４３ページをお願いいたします。

２款２項１目の税務総務費について、主なものとしまして、１８節の地方税の電子申告国税連携システム等に係る地方税電子化協議会への負担金１６９万８,２４１円をはじめとする各種協

議会等への負担金や22節の償還金、利子及び割引料の市税の還付金880万1,434円などとなっております。

次に、145ページをお願いいたします。

2款2項2目の賦課費は、賦課費と賦課推進事業の2つから成っております。

賦課費の主なものは、10節需用費の申告書や台帳など各種様式の印刷製本費や12節委託料の納税通知書の印刷封入封緘業務となっております。なお、税証明手数料収入309万9,000円を特定財源として充当しております。

賦課推進事業の主なものは12節委託料で、固定資産税の適正化を図るためのシステム保守及び更新を行う固定資産評価システム業務2,526万4,800円や制度改正によるシステム改修業務501万3,800円、それから13節使用料及び賃借料の地方税電子申告支援サービスのシステム使用料450万1,682円などとなっております。

次に、2款2項3目徴収費の収納率向上対策事業ですが、主な内訳は10節需用費の印刷製本費118万5,800円、こちらは督促状などの印刷製本が主なものでございます。

13節の使用料及び賃借料663万9,600円は、市税の徴収強化に資する滞納整理システムの使用料が主なものとなっております。

なお、特定財源として督促手数料113万2,050円及び滞納処分費5,406円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、市民課長。

○市民課長心得兼マイナンバーカード推進室長（工藤 秀紀君） 市民課長心得です。令和5年度の決算の詳細説明をいたします。

決算書の147ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民票等の届出及び証明発行に係る経費で、3庁舎分の証明発行機の機器借り上げ料と印刷製本費が主なもので、財源といたしましては、戸籍関係の手数料等が主なものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業につきましては、戸籍住民基本台帳システムの保守業務委託料、戸籍システム機器の機器借り上げ料が主なもので、財源といたしましては、戸籍システム改修事業費補助金503万5,000円の国庫補助金等が主なものでございます。

次に、個人番号カード交付事業は、マイナンバーカード交付に係る経費で、3庁舎分の会計年度任用職員の報酬とマイナポータル関連設定支援業務の委託料が主なもので、財源といたしましては、個人番号カード交付事業費補助金1,973万5,000円となっております。

次に、149ページをお願いいたします。

コンビニ交付事業は、コンビニにおける証明発行に係る経費で、システムの使用料が主なものでございます。

次に、151ページをお願いいたします。

上段、2款3項2目旅券発給費は、旅券交付における事務経費でございます。

以上で市民課の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） 福祉事務所長です。福祉課の主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

161ページをお願いいたします。

下段、3款1項1目の民生委員・児童委員活動促進事業につきましては、活動交付金が主なもので、県補助金651万2,160円を充当しております。

次の社会福祉総務費につきましては、12節庄内ほのぼのプラザと湯布院福祉センターの指定管理料、14節の工事請負費は前年度から繰越しの挾間忠魂碑移設・修繕工事585万9,300円、湯布院福祉センターの駐車場改修工事161万400円が主なものでございます。社会福祉協議会活動促進事業につきましては、全額由布市社会福祉協議会への事業運営に対する補助金でございます。

163ページをお願いいたします。

重層的支援体制整備事業につきましては、会計年度任用職員への報酬が主なもので、国庫補助金4分の3を充当しております。

165ページをお願いいたします。

物価高騰緊急対応事業につきましては、19節の扶助費が主なもので、住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円の給付金を714世帯に、低所得者の子育て世帯へ児童1名につき5万円の加算給付金を483名分支給しております。また、この事業につきましては、申請期限が本年5月末でしたので、8,153万2,000円を繰越ししております。

次の新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）につきましては、167ページをお願いいたします。

18節の給付金が主なもので、1世帯当たり3万円の住民税非課税世帯給付金を4,561世帯へ、1世帯当たり7万円の追加給付金を4,247世帯へ支給しております。

新型コロナウイルス緊急対策事業（福祉医療）につきましては、全額県の行う社会福祉施設等に対する物価高騰対策緊急支援事業の市町村負担金でございます。

今御説明いたしました物価高騰緊急対応事業、新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉及び福祉医療）の3つの事業につきましては、国の地方創生臨時交付金を充当しております。

171ページをお願いいたします。

3款1項3目の地域生活支援事業は、障がいのある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、地域の特性に応じ支援する事業でございます。

12節の委託料につきましては、地域活動支援センター事業を大分県のぞみ園に330万円、相談支援事業を由布市社会福祉協議会、大分県のぞみ園、庄内厚生館に計1,010万円、その他緊急入所、医療支援、意思疎通等の生活支援事業の委託に要する費用でございます。

19節の扶助費につきましては、心身障がいのある方や児童に対し、日常生活の改善等を図るための用具の購入費用の一部を支給する給付費が主なものでございます。

次の自立支援事業につきましては、18節の自立支援医療費負担金と障がい児通所支援、居宅介護、施設入所等の障がい福祉サービス給付に伴う負担金が主なものでございます。財源につきましては、国2分の1、県4分の1でございます。

次の障がい者保護事業につきましては、173ページをお願いいたします。

19節の扶助費、重度心身障がい者医療費助成金につきましては、対象者は844名、県2分の1の補助、特別障害者手当等給付費につきましては、対象者が81名、国4分の3の補助、障がい者福祉給付金につきましては、市独自の事業で、対象者は2,491名、1人5,000円の現金給付が主なものでございます。

189ページをお願いいたします。

下段、3款3項1目の生活保護業務支援事業につきましては、12節のシステム保守業務等委託料と22節の過年度精算返納金が主なものでございます。

191ページをお願いいたします。

生活困窮者自立支援事業につきましては、12節由布市社会福祉協議会への生活困窮者の自立促進を図るための相談支援事業委託料が主なものでございます。この委託料につきましては、国庫支出金4分の3を充当しております。

193ページをお願いいたします。

上段、3款3項2目の生活保護費支給事業につきましては、286世帯に対する扶助費でございます。財源につきましては、国庫支出金4分の3を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。一般会計と介護保険特別会計の詳細説明をいたします。

まず、一般会計の主な事業につきまして詳細説明をいたします。169ページをお願いいたします。

3款1項2目の上段、老人保護措置事業の19節扶助費1億4,768万7,333円は、養護老人ホーム入所者の措置費でございます。このうち、老人保護措置費の負担金2,708万4,851円を充当しております。

次に、在宅高齢者支援事業は、100歳を迎えた方への長寿祝い品の報償費、鍼灸、マッサージ等の施術料の補助金が主なものでございます。

次に、177ページをお願いいたします。

3款1項6目の介護保険事業27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金でございます。このうち、低所得者保険料軽減に対しては、国庫負担金2,853万7,200円並びに県負担金1,426万8,600円を充当しております。

次に、221ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費、シルバー人材センター補助事業713万6,000円につきましては、由布市シルバー人材センターへの運営補助金等になります。

続きまして、介護保険特別会計の主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

437ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目の介護保険料の収入済額7億9,228万1,341円は、前年度と比べ1,089万2,877円、率にしまして約1.4%の増となっております。

次に、同ページ下段の3款国庫支出金から441ページの4款支払基金交付金、443ページの5款県支出金、445ページの7款繰入金につきましては、それぞれの事業に対して介護保険法で定められている負担割合に応じての金額となっております。

続きまして、歳出です。451ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費につきましては、認定調査員の報酬、介護保険システムの委託料が主なものでございます。

457ページをお願いいたします。

上段、1款5項1目の計画策定委員会費につきましては、第9期介護保険事業計画策定に係る業務の委託料が主なものでございます。

次に、下段、2款1項1目の介護サービス等諸費につきましては、要介護の認定を受けている方が、在宅施設などで介護サービスを受けるための負担金となっております。

459ページをお願いいたします。

上段、2款2項1目の介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けている方が介護サービスを受けるための負担金となっております。

463ページをお願いいたします。

上段、2款6項1目市町村特別給付費につきましては、在宅高齢者オムツ等の購入補助金とな

っております。

467ページをお願いいたします。

上段の4款2項1目の一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業の講師謝金137万5,000円、お茶の間サロンへの活動補助金445万5,900円が主なものでございます。

同ページの4款3項1目の総合相談事業費から次のページの4款3項2目の権利擁護事業費、4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、由布市社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センター業務の委託料となっております。

469ページをお願いいたします。

下段、4款3項4目任意事業費の12節委託料は、高齢者への配食と見守り支援を行う食生活改善事業委託で748万7,100円となっております。

473ページをお願いいたします。

4款3項7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症相談等に関する委託料やオレンジカフェの補助金が主なものでございます。

475ページをお願いいたします。

中段、5款1項2目償還金は、令和4年度以前、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の償還金となっております。

477ページをお願いいたします。

5款3項1目他会計繰出金3,778万6,481円は、一般会計への繰出金となっております。

以上で高齢者支援課の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の3会計の決算につきまして詳細を申し上げます。

まず、一般会計から御説明いたします。決算書の173ページをお願いいたします。

下段、3款1項4目国民健康保険事務費の27節繰出金2億7,702万9,505円は、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。国庫負担金、県負担金を充当しております。

次に、175ページをお願いいたします。

下段、3款1項5目後期高齢者医療対策費の18節負担金、補助及び交付金につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合に支払いをする療養給付費負担金と事務費負担金で、支出済額は5億4,657万8,372円となっております。また、高齢者保険・介護予防等の一体的実施事業といたしまして、972万5,552円を支出しており、受託事業収入を充当しております。

次に、179ページをお願いいたします。

上段、3款1項7目国民年金事務費775万9,964円につきましては、国民年金事務に係

る経費を支出しており、国庫委託金を充当しております。

以上で一般会計の御説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算の御説明をいたします。決算書の３９３ページをお願いいたします。

まず、１款１項１目一般管理費２,１６９万３,６３１円の支出につきましては、国保連合会への委託料の支出が主なものでございます。

次に、３９５ページをお願いいたします。

下段、１款２項１目賦課徴収費８１０万５,２９８円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る会計年度任用職員の報酬や納付書等の発送、口座振替に係る経費が主なものでございます。

次に、３９７ページをお願いいたします。

中段からの２款保険給付費につきましては、被保険者の医療費や審査支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険の給付であり、款合計２８億１,８００万９,８４５円を支出しており、県補助金を充当しております。

次に、４０７ページをお願いいたします。

中段からの３款国民健康保険事業費納付金につきましては、大分県への納付金といたしまして、款合計９億５５４万７,３３８円を支出しております。国民健康保険税及び他会計繰入金を充当しております。

次に、４１１ページをお願いいたします。

上段、４款１項１目特定健康診査等事業費２,２４７万２,９５４円につきましては、特定健診・特定保健指導委託料、健診データの管理業務委託料、健診案内通知に係る通信運搬費が主なものでございます。

下段、４款２項１目保健衛生普及費１,４００万９,５３２円につきましては、令和５年度につきましては、例年の支出に加えて第３期由布市保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定に係る委託料の支出がございました。

４１９ページをお願いいたします。

下段、７款１項５目保険給付費等交付金償還金、４２１ページの６目療養給付費等負担金償還金、８目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和４年度の精算分による償還金でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の御説明をいたします。決算書の５１３ページをお願いいたします。

1 款総務費合計 3 5 0 万 1, 1 7 0 円につきましては、保険料の納付書、督促状や各種通知書の作成費、通信運搬費が主なものでございます。

次に、5 1 5 ページをお願いいたします。

上段、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 5, 5 8 6 万 5, 6 2 6 円は、収納した保険料を広域連合に納付したものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

1 7 9 ページをお願いいたします。

下段、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、児童手当事業は 1 5 歳以下の子どもに支給するもので、国・県の補助金を充当しております。児童扶養手当事業は、要件を満たしたひとり親家庭等に支給するもので、国の補助金を充当しております。

1 8 1 ページをお願いいたします。

中ほどにございます新型コロナウイルス緊急対策事業、1 8 節食料品等価格高騰対策臨時支援金は、コロナ禍においてエネルギーや食料品の価格の高騰等、影響を受けた児童養護施設や子ども食堂へ支援金を交付しております。国の補助金 4 0 万円を充当しております。

1 9 節由布市すくすくおむつクーポン券配布事業助成金について、同じくコロナ禍において影響を受けた子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内ゼロ歳から 3 歳までの児童 1 人 2 万円のクーポン券を配布しており、国の補助金 8 5 0 万円を充当しております。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、食品等の物価高騰の影響により影響を受けたひとり親世帯の生活の支援を行うものとして、子ども 1 人につき 5 万円の給付をいたしまして、国・県の補助金 4, 0 4 0 万円を充当しております。

1 8 3 ページ、3 款 2 項 2 目子育て支援費を御覧ください。保育所活動推進事業、1 8 節保育補助者雇上強化事業費補助金は、市内 6 施設 7 名の雇用をしており、県・国の補助金を充当しております。

送迎用バス安全対策支援事業費補助金は、昨今心配されております保育所等の送迎バスの安全装置設置補助金で、4 7 万 1, 7 2 8 円の国の補助金を充当しております。

就学前・保育施設整備事業費補助金は、1 施設の改修費で 8 7 0 万 9, 0 0 0 円の国の補助金を充当しております。

1 8 5 ページ、児童健全育成事業につきましては、1 8 児童クラブへの委託料が主なもので、県・国の補助金を充当しております。

同じく、同ページの地域子育て支援づくり事業は、子育て中の親子の交流の場所の提供や、子育てに関する児童援助等を実施する市内4か所の子育て支援センターに対する事業委託料が主なものでございまして、国・県の補助金を充当しております。

要支援対象児童等見守り強化事業は、支援の必要な児童世帯の居宅を訪問し、子どもの見守り体制の強化を図ることを目的としたもので、47回、延べ329食の配食を行いながら見守りを実施しており、国・県の補助金を441万円を充当しております。

続きまして187ページ、保育所活動給付事業は、保育所等の運営費に当たる施設型給付が主なもので、国・県の補助金を充当しております。

同ページ、3款2項3目母子福祉費を御覧ください。ひとり親家庭等自立支援事業につきましては、189ページにあります医療費の助成金が主なもので、国の補助金を充当しております。

201ページをお願いいたします。

4款1項2目母子保健費、中ほどにあります子ども医療費助成事業は、中学生までの子どもに係る医療費の助成が主なもので、県補助金3,622万7,000円と、子ども及び高校生等医療費助成事業基金から繰入金1,667万3,000円を充当しております。

203ページをお願いします。

高校生等医療費助成事業は、高校生等年代の子どもに係る医療費の助成が主なもので、子ども及び高校生等医療費助成事業基金からの繰入金2,232万8,000円を充当しております。

出産・子育て一体的支援事業は、出産応援給付金として妊婦1人につき5万円、子育て応援給付金として児童1人につき5万円を給付するもので、国・県の補助金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、健康増進課長。

○健康増進課長（吉野眞由美君） 健康増進課長です。主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

195ページをお願いいたします。

4款1項1目の保健衛生総務費につきましては、保健事業に係る会計年度任用職員の報酬と事務経費が主なものでございます。

次に、健康立市推進事業につきましては、健康マイレージ事業を推進し、市民の皆さんが自主的に健康づくりの習慣をつけてもらうための経費と、第3期いきいきプランの策定及び水中運動教室の委託料が主なものでございます。

次の成人保健事業は、疾病の早期発見・早期予防のための健康診査と、各種がん検診、保健指導や訪問、健康教室を実施するための経費となっております。財源につきましては、県の健康増進事業補助金が充当されております。

次に、197ページをお願いいたします。

地域医療体制推進事業は、休日診療や救急医療の負担金でございます。

次に、がん検診推進事業は、子宮がん検診と乳がん検診の受診を促すため、無料クーポンの対象者を設定し、その対象者が県内の医療機関を受診できるようにした事業の経費となっております。財源につきましては、国のがん検診推進事業費補助金が充当されております。

次に、食生活推進事業は、食生活改善推進協議会の定例研修会、養成講座の材料代と報償費が主なものでございます。

次に、健康温泉館利用促進事業につきましては、199ページにかけて記載しております。市民が気軽に健康づくりに取り組める健康拠点施設として、維持管理・運営を行う事業で、会計年度任用職員の報酬、燃料費、光熱水費が主なものとなっております。財源につきましては、温泉館使用料1,545万3,610円が充当されております。

次に、201ページをお願いいたします。

4款1項2目母子保健費の母子保健推進事業は、安心して出産・子育てができるような支援として、妊婦健診、乳幼児健診、産後ケア事業、未熟児養育医療などに係る経費となっております。財源につきましては、国と県の未熟児養育医療費補助金が充当されております。

次に、不妊・不育症治療費助成事業は、県が進める不妊症の検査・治療に係る医療費の一部を助成する負担金となっております。

次に、5歳児健康診査事業は、小学校就学後に起こる子どものひきこもりや不登校を予防するため、発達の気になる子どもの長所・短所など特性を把握し、保護者及び関係者が理解し、共通認識を持って適切な支援につなげ、就学につなげる事業で、健診スタッフの報奨費と専門医診療負担金が主なものでございます。

次に、母子歯科保健対策事業は、幼児の虫歯予防のため、フッ素塗布を推進するための経費となっております。

次に、203ページをお願いいたします。

下段の4款1項3目精神保健福祉費の心の健康づくり事業は、自殺対策を含む心の健康づくりの経費です。財源につきましては、県の精神保健普及啓発事業費補助金が充当されております。

次に、205ページをお願いいたします。

4款1項4目予防費の予防接種推進事業は、定期予防接種及び任意予防接種に係る経費となっております。財源につきましては、国の風疹抗体検査事業費補助金が充当されております。

次に、感染予防対策事業は、食中毒や感染症予防の啓発指導をしてくださっております食品衛生協会の補助金が主なものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、個別接種促進支援としての報償費と

予防接種委託料、ワクチンの運搬費が主なものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金4,552万7,812円と、新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費国庫補助金4,051万3,000円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。環境課は一般会計と特別会計がございますので、それぞれ主なものの詳細説明をいたします。

まずは一般会計でございます。決算書206ページ、207ページをお願いいたします。

4款1項5目環境衛生総務費の支出総額は、2億1,909万4,154円となっております。主な支出といたしましては、火葬場運営整備事業2,857万830円で、望岳苑火葬炉の施設等の修繕などに625万8,120円を支出しております。財源としまして、衛生使用料のうち、火葬場使用料201万9,000円を充当しております。

209ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽設置推進事業として9,313万3,000円を支出し、その財源といたしまして、国と県の補助金6,452万5,000円を充当しております。令和5年度事業実績といたしましては、新築分106件、合併処理浄化槽への設置替えの分が96件、合計202件の方へ補助を行っております。

このほかにも、狂犬病予防事業に44万2,086円、農業集落排水事業会計への繰出金6,557万1,000円が主なものでございます。

次に、210ページ下段から213ページをお願いいたします。

6目環境対策費1,494万9,929円の主な支出といたしましては、生活環境美化事業1,074万5,143円、主な使い道は公衆用トイレの清掃管理等に559万5,700円、自動車騒音常時監視事業として、由布市内における主要幹線道路を対象とした自動車の騒音を常時監視するための経費として170万5,000円を支出しています。

続きまして、下段をお願いいたします。4款2項1目清掃総務費5,588万1,656円の主な使い道は、環境センターの給与管理費や電気式生ごみ処理機購入費補助金でございます。また、繰越明許費の2,213万3,000円は、物価高騰緊急対応事業として令和6年度へ繰越しを行い、5月より市内の全世帯に市の指定ごみ袋2巻をお配りいたしております。

続きまして、214、215ページ下段をお願いします。

2目塵芥処理費3億5,516万1,928円のうち、市内のごみ収集の運搬や処理に係る業務委託料が1億4,066万1,400円、大分市福宗清掃センター等でのごみ処理負担金が1億3,443万768円、廃棄物運搬中継施設建設に係る発注支援業務に1,723万5,900円

等になってございます。また、繰越明許費の５７２万円は、廃棄物運搬中継施設の建設に当たりまして、道路改良を行うための設計委託に係るものです。

続きまして、２１６ページ下段から２１９ページが３目のし尿処理費７，２０６万９０円でございます。内訳は、し尿処理事業が５，２８２万２，９６１円と、環境衛生センター管理事業１，９２３万７，１２９円で、主な使い道としては、汚水进行处理するための薬剤費やし尿の運搬、処理施設を稼働させるための光熱水費などが主なものでございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、農業集落排水特別会計を御説明いたします。歳入歳出決算事項別明細書の４８６、４８７ページのほうをお願いいたします。

歳入についてでございます。

１款１項１目農業集落排水加入負担金３０８万円は、一般家庭７件の加入金でございます。

２款１項１目使用料１，９６９万８，９３２円は、施設使用料でございます。

４８８、４８９ページをお願いいたします。

繰入金となります。中段の５款１項１目一般会計繰入金は６，５５７万１，０００円、下段の５款２項１目農業集落排水事業基金からの繰入金は２８８万７，０００円ございました。基金からの繰入金は、主に施設の修繕費に充当しております。

続きまして、歳出でございます。４９２、４９３ページをお願いします。

１款１項１目一般管理費１６８万１，１０４円と、下段の２目施設維持管理事業２，７５２万４，８５６円は、農業集落排水事業全般に要した費用でございます。また、繰越明許費の３，９２３万円は、公営企業会計へ移行するための支援業務の委託に係るものです。

４９４から４９７ページを御説明します。

２款公債費の１項１目元金４，８０２万８，１６４円と、２目利子４０２万５，０２０円をそれぞれ返還いたしております。

以上で環境課の詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。水道事業会計への繰出金について詳細説明をします。

決算書２２１ページをお願いいたします。

上段になります。４款３項１目上水道施設費について、支出済額は２億９８０万１３０円でございます。前年度と比較いたしまして、７０８万１，８７０円の減となっております。主な要因といたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金、新型コロナ臨時交付金等の増、簡易水道事業、上水道事業費補助金等の減によるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は１４時１０分といたします。

午後１時５８分休憩

.....

午後２時１０分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（畠中 勇君） 農業委員会事務局長です。農業委員会事務局に係る主な事業につきまして詳細説明をいたします。

２２３ページをお願いいたします。

６款１項１目農業委員会費のうち、農業委員会費事業の１節報酬は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員への報酬で１,７２７万２,８００円となっています。

１２節委託料は、農地利用状況調査に係る調査資料作成業務委託料で８１万７００円、１８節負担金、補助及び交付金は、市町村賛助員拠出金として大分県農業会議に対し支出した４０万５,０００円が主なものでございます。当事業は、農地法等に係る委員会事務、農地利用最適化の活動推進を目的とするものであり、このうち農地利用最適化推進委員報酬に対しては、県の農地利用最適化交付金７０４万８,０００円が充当されています。

次に、地域計画策定推進緊急対策事業の１２節委託料は、地域計画の策定に係る目標地図の素案作成業務委託で、１２９万２,５００円となっています。なお、本委託に対しましては、県の地域計画策定緊急対策事業費補助金のうち５６万５,０００円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書２２７ページをお願いいたします。

６款１項３目農業振興費のうち、中山間地域等直接支払対策事業、１８節負担金、補助及び交付金３億７,６５４万５,４６２円は、市内の９６の協定者、対象農地１,７１５ヘクタールに対する交付金でございます。この事業に対しましては、県支出金の中山間地域等直接支払推進事業費補助金２億８,５０４万８,０２４円を充当しています。

次に、園芸産地整備事業、１８節負担金、補助及び交付金、２２９ページをお願いいたします、園芸産地づくり支援事業費補助金２,８１７万５,０００円は、産地拡大支援品目に対する施設整備等の補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金の園芸産地づくり支援事業費補助金２,２１２万１,０００円を充当しています。

次に、農業経営所得安定対策事業、１８節負担金、補助及び交付金１,３７９万７,４００円に

つきましては、農業者の経営安定対策を行う由布市農業再生協議会への補助金となります。この事業に対しては、県支出金の経営所得安定対策事業費補助金1,379万7,400円を充当しています。

次に、就農支援事業について231ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金、新規就農者支援事業補助金3,187万7,000円は、就農直後の経営確立を支援する資金等の補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金の新規就農支援事業費補助金2,880万7,180円を充当しています。

また、新規就農者負担軽減対策事業補助金267万8,000円は、認定新規就農者の就農開始後の所得を補填する補助金となっています。この事業に対しましては、県支出金の新規就農者負担軽減対策事業費補助金133万9,000円を充当しています。

次に233ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス緊急対策事業、18節負担金、補助及び交付金、飼料価格高騰緊急対策事業費補助金1,788万1,000円は、配合飼料の高騰が続く中、価格上昇分を補填する補助金となっています。この事業に対しましては、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金より1,650万円を充当しています。

次に、235ページをお願いいたします。

6款1項4目畜産業費のうち畜産経営支援事業、18節負担金、補助及び交付金、おおいた豊後牛生産向上対策事業費補助金157万5,000円につきましては、おおいた豊後牛の生産基盤を強化するための補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金より78万7,500円を充当しています。

以上で、農政課の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） 農林整備課長です。農林整備課に係る決算について、詳細説明をいたします。

まず、231ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費の下段、多面的機能支払交付金事業は、農地や農業用水路等の保全管理、農村環境の保全活動に取り組まれた32組織への交付金が主なものです。財源につきましては、多面的機能支払対策事業交付金を充当しています。

次に、237ページをお開きください。

上段の6款1項5目農地費、市営基盤整備事業、工事請負費は、農業用水利施設等の機能保持を目的とした五福水路整備工事費等でございます。財源につきまして、土地改良施設維持管理適正化事業交付金を充当しております。

その下、県営基盤整備事業、負補交は、由布市内における農地の基盤整備や水路、農道、防災ため池等の農業用施設を整備した県営事業に係る市の負担金でございます。財源につきましては、地元負担金が充当されています。

次に、239ページをお開きください。

上段の6款2項1目林業振興費、鳥獣被害総合対策事業は、有害鳥獣対策の事業でイノシシ、シカ等の捕獲報償金が主なものでございます。財源につきましては、県有害鳥獣捕獲事業費補助金を充当しています。

中段、造林事業、負補交は、森林資源を活用し、持続的な森林経営を実現するため下刈りや植林を実施した事業者への補助金でございます。

下段、鳥獣被害防止特別対策事業は、有害鳥獣の農作物被害防止を図るための防護柵設置に係る補助金でございます。

次に、239ページの最下段、未整備森林整備事業につきましては、241ページに続きます。内容は、森林経営管理制度に基づいた事業に係る経費で、主に未整備森林の間伐等を実施しました。財源につきましては、森林環境譲与税を活用しております。

次の治山事業は、令和4年度の災害により崩壊した林地の復旧に伴う治山工事を実施しまして、財源につきましては、受益者の分担金と県単補助治山事業費補助金を充当しています。

少し飛びまして、349ページをお願いします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、その少し下の事故繰越分、合わせまして9億2,717万5,772円は、耕地災害復旧に伴う査定設計書業務委託費や、耕地災害復旧工事費、また小災害、弔慰金の由布市単独災害復旧事業補助金や、高津原水路県受託事業負担金が主なものです。財源につきましては、農業施設災害復旧事業費補助金と、耕地災害復旧事業過年度収入を充当しています。そのほかに、災害復旧事業に係る受益者からの分担金を充当しています。

同じく349ページの下段の11款1項2目林業施設災害復旧費は、林道2路線、5件の災害復旧工事等でございます。財源につきましては、林道災害復旧事業費補助金を充当しています。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

245ページをお願いします。

7款1項1目商工総務費です。消費者行政事業につきましては、消費者行政事業に伴う相談員の報酬及び需用費が主なものでございます。このうち、需用費に対しまして県補助金8万3,960円を充当しております。

次に、247ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費です。中段、商工振興活性化事業につきましては、18節の商工会補助金、中小企業者への設備投資等に対する中小企業者利子補給補助金、創業、継業に対する支援を行う創業等支援事業費補助金が主なものでございます。なお、本事業のうち1,843万7,000円はみらいふるさと基金から充当しております。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によって影響を受けた事業者への経済対策として、事業者支援や消費喚起策等を実施した経費で、249ページ上段にございますように、プレミアム付商品券発行業務、DX・インボイス対応支援業務、緊急対策特別資金特別利子補給金に係る委託料と補助金が主なものでございます。歳入として、国庫補助金6,823万6,000円、県補助金1億2,236万2,000円、感染症対策特別資金融資利子補給金基金から517万1,786円を充当しております。

次に、249ページ下段の7款1項3目観光費でございます。

観光振興事業につきましては、251ページにありますように、観光プロモーション・マーケティング業務に係る委託料、市内5つの観光協会及びまちづくり観光局への補助金、関係各種協議会等への負担金が主なものでございます。

次に、251ページ、イベント事業につきましては、各地域の祭り事業補助金が主なものです。

次に253ページ、デスティネーションキャンペーン推進事業につきましては、DCキャンペーンに係る経費として、スタンプラリーの実施やPR動画の作成業務に対する委託料と、大分県市内観光協会等への負担金、補助金が主なものとなっております。歳入として、国庫補助金1,220万円、県補助金225万8,000円、みらいふるさと基金から1,210万円、諸収入932万1,000円を充当しております。

次に、観光基盤整備事業につきましては、由布院駅アートホール整備に係る負担金でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。令和5年度の建設課に係る歳入歳出決算の詳細説明をいたします。

決算書の255ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費につきましては、市道等の管理に係る経費及び測量調査や道路台帳補正、道路管理システム使用に関わる費用と、また九州国道協会等の各種負担金が主なものでございます。

中段の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、市営の急傾斜地崩壊対策事業に係る工事請負費

として、湯布院町川西中ノソノ地区、また大分県が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業の5か所における工事負担金が主なものでございます。市営の急傾斜地崩壊事業につきましては、土木費県費補助、市営急傾斜地対策事業補助金306万円が充てられております。

257ページをお願いいたします。

8款2項1目道路維持費、道路維持事業につきましては、道路維持に係ります測量設計の設計業務委託や修繕工事に係る費用、また自治区によります市道の草刈り活動に対する補助金交付が主なものでございます。

次に、下段の8款2項2目道路新設改良費です。支出済額としましては、10億9,751万2,303円支出しております。

国県道路整備促進事業につきましては、県道改良事業7路線、9項目の県への工事負担金でございます。

ページが261ページに移りまして、社会資本整備事業（補修）につきましては、主なものとして橋梁、トンネルの補修に係る経費でございます。これらの事業に対しましては、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1億7,378万4,033円が充てられております。

次に、下段の8款3項1目河川総務費につきましては、湯布院町若杉ダムの点検業務委託が主なものでございます。

次に、267ページ下段をお願いします。

8款5項1目住宅管理費、公営住宅管理事業につきましては、市営住宅39か所、553戸の維持管理に要する費用が主なものでございます。

ページ移りまして269ページになります。

一般住宅耐震化等助成事業は、個人の木造住宅の耐震診断や耐震改修または危険ブロック等の除却に係る補助金を交付したものでございます。

次に、公営住宅整備促進事業につきましては、木造の市営住宅の解体工事3棟と、宮田住宅外壁改修工事、屋上防水工事2棟が主なものでございます。これらの事業に対しましては、土木費国庫補助金、住宅管理費補助金の1,337万2,000円が充てられております。また、土木費補助金、住宅管理費補助金の125万9,750円も、同じく充当されております。

次に、351ページをお願いいたします。

公共土木施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害と、令和4年9月台風による災害、令和5年梅雨前線等災害の復旧工事に係るものでございます。あと、事故繰越しが1億1,284万2,800円となっております。この事業に対しましては、災害復旧費国庫補助金、土木災害復旧費補助金6,219万円がこの事業に充当されております。

以上で、建設課に係る令和5年度歳入歳出の詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、都市景観推進課長。

○都市景観推進課長心得（伊藤 学君） 都市景観推進課長です。主な事業につきまして詳細を説明いたします。

263ページをお願いいたします。

8款4項1目の都市計画総務費の雨水対策事業の14節工事請負費521万6,200円につきましては、挟間地域における宅地造成等の開発に伴う雨水対策として、古野地区で2か所の改修整備を行ったものでございます。財源につきましては、土木費分担金の生活環境整備事業を充当しております。

同じページでございます。次に、都市計画事業の985万6,000円につきましては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定業務及び都市計画マスタープラン改定業務に係る委託料でございます。立地適正化計画策定業務の財源につきましては、国の集約都市形成支援事業費補助金240万円を充当しております。

次に、265ページをお願いいたします。

8款4項4目の公園費の都市公園等管理事業1,279万7,003円につきましては、都市公園36か所、その他公園7か所の維持管理及び修繕工事が主なものでございます。

次に、267ページをお願いいたします。

同じく公園費でございます。公園長寿命化対策事業854万3,700円につきましては、市内都市公園の施設の点検と、今後10年にわたる修繕計画を策定したものでございます。財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金427万1,000円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。詳細説明をいたします。

決算書の277ページをお開きください。

9款1項3目災害対策費の地域防災推進事業139万5,651円につきましては、18節負補交の自主防災組織資機材等整備補助金55万3,000円と、自主防災組織活動交付金の46万円が主なものとなります。自主防災組織活動交付金につきましては、昨年度20団体に交付しております。

次に、災害対策費の1,952万829円につきましては、主なものとして3節職員手当等で、令和5年度中の災害対応に係る職員の時間外勤務手当と、18節負補交の県防災航空隊をはじめとする各防災関係の協議会への負担金となっております。この事業に対しましては、雑入のうち全国市長会防災減災費用保険分の860万7,822円を充当しております。

次に、279ページをお開きください。

災害対策環境整備事業 3,116万8,565円につきましては、14節の工事請負費、防災ラジオシステム更新工事の1,243万円が主なものとなっております。また、歳入、県補助金、消防費補助金のうち、地震津波等防災減災対策推進事業費 154万8,000円は、歳出の17節備品購入費、機械器具費、防災ラジオ購入費へ充当しております。

次に、災害対応事業 211万3,730円につきましては、18節負補交の災害被災者住宅再建支援事業費補助金の205万円が主なものとなっており、この事業に対しましては県補助金、消防費補助金のうち災害被災者住宅再建支援事業費補助金 102万5,000円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。詳細説明をいたします。

269ページをお願いいたします。

9款1項1目常備消防費の常備消防費につきましては、需用費、委託料が主なもので、10節の需用費の主なものは、燃料費、光熱水費です。

271ページをお願いいたします。

12節委託料の主なものは、消防統計システム保守です。

次に、緊急自動車購入事業は、273ページをお願いします。1行目の17節備品購入費が主なもので、庄内出張所に配置しています救急車1台の購入費です。

次に、消防職員教育研修事業につきましては、18節負担金、補助及び交付金の県消防学校入校費負担金が主なものです。

続きまして、消防資機材整備事業ですが、主なものは指令システム、無線システムの保守などの委託料、消防救急活動に使用する資機材の備品購入費などでございます。このうち、備品購入費につきましては、県補助金の電源立地対策交付金 410万5,000円を充当しております。

275ページをお願いします。

2目非常備消防費につきましては、主に消防団の関係でございます。非常備消防活動推進事業、1節報酬、8節旅費の費用弁償は、団員に対する報酬、出動手当でございます。10節需用費は、積載車車検時などの修繕費が主なものでございます。14節工事請負費は、挾間、南田代地区に設置いたしました防火水槽工事費です。県補助金の電源立地対策交付金 580万円を充当しております。

17節備品購入費につきましては、積載車、ポンプの購入費で、積載車3台、ポンプ2台を更新しております。県補助金の石油貯蔵施設立地対策交付金 427万5,000円を充当しております。

18節負担金、補助及び交付金ですが、277ページをお願いします。

上段に記載しています県消防補償等組合負担金や消防施設等整備補助金が主なものでございます。消防施設整備事業につきましては、積載車格納庫の改修工事や、消火用ホースをはじめとする資機材の更新を行うもので、13の部に対して支出しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。教育総務課所管の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書281ページをお願いいたします。

10款1項1目の教育委員会費ですけれども、教育委員4名分の報酬が主な内容となっております。

次に、10款1項2目事務局費ですけれども、教育委員会部局の会計年度職員の社会保険料、雇用保険料などの共済費が主なものとなっております。この事業には、奨学資金貸付基金利子の財産収入、そして会計年度任用職員の雇用保険料の個人負担分収入などの雑入合わせて124万8,629円を充当しております。

次に、情報環境整備事業ですけれども、電算の保守委託料、校務用パソコンなどの備品購入が主なものとなっております。5年度は137台の校務用パソコンを購入しております。この事業には、国の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金42万3,000円を充当しております。

次に、決算書の283ページをお願いいたします。

スクールバス運行事業ですけれども、スクールバスの運行業務委託料や、小学校の統廃合に伴う児童送迎用タクシーの借り上げ料が主なものとなっております。4年度の繰越分34万560円で湯平地区の児童送迎用車両に、子ども置き去り防止システム機器を導入設置しております。この事業には、中高生のスクールバス利用負担金158万8,500円と、県の送迎用バス安全確保推進事業費補助金25万8,280円を充当しております。

次に、教育施設環境安全対策事業ですけれども、小中学校、幼稚園の施設清掃や消防設備点検など、学校施設の環境安全対策に係る管理委託料が主なものとなっております。この事業には、学校体育館の使用料収入99万9,060円を充当しております。

次に、教育振興基本計画等推進事業ですけれども、これは市の教育方針の冊子の印刷製本費が主なものとなっております。

続きまして、教育環境管理充実事業ですけれども、決算書のほう285ページをお願いいたします。

ここは小中学校、幼稚園の机、椅子の備品購入費や、複合機使用料、ごみ収集処理業務委託料

などが主なものとなっております。

決算書、次に２９３ページをお願いいたします。

１０款２項１目小学校施設管理事業ですが、小学校の修繕、浄化槽清掃や電気工作物点検委託料、５年度は由布川小学校の運動場防球ネット設置工事などの施設改修工事が主なものとなっております。この事業には、森林環境譲与税基金からの繰入金６４万１,３５５円と、国の特定防衛施設周辺整備事業補助金の再編関連訓練移転等交付金８１０万円、また学校に設置しております太陽光発電の売電料、あと谷幼稚園の園舎貸付料収入など４７万８,０６７円を充当しているところであります。

次に、決算書３０３ページをお願いいたします。

１０款２項４目小学校施設整備事業ですが、挾間小学校の造成工事に伴う実施設計、あとプール解体工事などが主なものとなっております。また４年度の繰越分で挾間小学校の造築に係る基本設計、それに伴う敷地測量などの業務委託を行っております。挾間小学校の造築工事の実施設計につきましては、関係者との協議に不測の日数を要したため、２,５１３万２,０００円を６年度に繰越しをしております。この事業には、市債３,２７０万円を充当しております。

決算書３０５ページをお願いいたします。

１０款３項１目中学校施設管理事業ですが、小学校の施設管理事業と同様に、中学校の修繕、浄化槽清掃や電気工作物点検委託料のほか、湯布院中学校体育館の軒天改修工事などの施設改修工事が主なものとなっております。挾間中学校のプール改修工事で、工事途中に要施工箇所が増え、当初のスケジュールに遅れが生じたことから、工事請負費３,０７０万２,０００円を６年度に繰越しをしております。この事業には、市債９４０万円と、学校に設置しております太陽光発電の売電料１９万６,３３２円を充当しております。

続きまして、３１１ページをお願いいたします。

１０款４項１目幼稚園施設管理事業ですが、これも小中学校の施設管理事業と同様に、施設の修繕、浄化槽清掃のほか西庄内幼稚園のトイレ改修などの施設改修工事が主なものとなっております。

最後になります。決算書３５３ページをお願いいたします。

１１款３項１目公立学校施設災害復旧費ですが、令和４年度からの繰越事業で、内訳は令和４年１月２２日に発生した日向灘を震源とする地震で、被害のあった由布院小学校と湯布院中学校の外壁工事などの災害復旧工事となっております。この事業には、市債４９０万円と国の文教施設災害復旧費負担金１,２３１万３,０００円を充当しております。

以上で、教育総務課の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。詳細説明をいたします。

287ページをお願いいたします。

10款1項3目の教育指導費につきましては、学校教育課配置の事務補助員の報酬が主なものでございます。

次に、地域と協働する学校づくり推進事業は、指導主事の報酬、由布市教育研究協議会運営に係る費用が主なものでございます。

次に、学力向上推進事業は、複式学級を解消するために配置した担任の報酬、小中学校の総合学力調査の実施に係る費用、タブレット端末を利用して児童生徒が学習を進めるA Iドリルが主なものでございます。

次に、学校職場環境づくり推進事業は、小中学校校務員の報酬、教職員の健康診断の委託料、小中学校の校務支援システム使用に係る費用が主なものでございます。

289ページをお願いいたします。

豊かな心の育成推進事業は、小中学校図書司書の報酬、学級満足度調査に係る費用が主なものでございます。

次に、健やかな体の育成推進事業は、中学校部活動指導員の報酬、園児、児童生徒の災害共済保険料、児童生徒の心臓検診や尿検査の委託料が主なものでございます。このうち部活動指導員補助金181万6,600円を充当しております。

次に、特別支援教育充実事業は、小中学校の特別支援員の報酬が主なものでございます。

291ページをお願いいたします。

教育相談体制充実事業は、スクールソーシャルワーカーや適応指導教室コスモスの指導員の報酬、コスモス運営に係る費用が主なものでございます。スクールソーシャルワーカー活用事業補助金264万4,992円を充当しております。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業は、スクールサポートスタッフの報酬、学校のコロナ対策に係る消耗品購入費が主なものでございます。学校保健特別対策事業費補助金183万円及びスクールサポートスタッフ補助金875万4,000円を充当しております。

10款1項4目の中高一貫教育推進費の人材育成教育推進事業は、小学校ALTの報酬、中学校ALTや由布学チャンネル動画編集の委託料、由布高校生の通学補助金や資格検定補助金が主なものでございます。

次に、295ページをお願いいたします。

10款2項2目の学校管理費は、小学校10校の光熱水費等運営管理に係るものでございます。各学校並びに支援センターの内訳が備考に記載されております。

301ページをお願いいたします。

10款2項3目の教育振興費の教育振興費（小学校）は、小学生の就学援助費です。由布川小学校振興事業から、303ページの小学校支援センター振興事業までにつきましては、各小学校の図書、教材備品等の購入費となっております。

307ページをお願いいたします。

10款3項2目の学校管理費は、中学校3校の光熱水費等運営管理に係るものでございます。学校ごとの内訳が備考に記載されております。

309ページをお願いいたします。

10款3項3目教育振興費の教育振興費（中学校）は、中学生の就学援助費です。挾間中学校振興事業から湯布院中学校振興事業までは、各中学校の図書、教材備品等の購入費となっております。

311ページをお願いいたします。

10款4項1目の幼稚園総務費の幼児教育充実事業は、幼稚園の臨時講師等の報酬が主なものでございます。

313ページをお願いいたします。

10款4項2目の幼稚園管理費は、各幼稚園の光熱水費等の運営管理に係るものでございます。幼稚園ごとの内訳が備考に記載されております。

317ページをお願いいたします。

10款5項1目の学校給食費は、学校給食センター運営管理の経費となっております。

319ページをお願いいたします。

学校給食センター改修事業は、学校給食センター内で使用する機械等の工事請負費、備品購入に係る費用が主なものでございます。このうち備品購入に対しては、再編関連訓練移転等交付金1,461万7,000円を充当しております。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業は、学校給食の食材高騰対策に係る費用が主なものでございます。この事業に対しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,013万2,000円を充当しております。

以上で、学校教育課の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

321ページをお願いいたします。

10款6項1目社会教育総務費の生涯学習振興事業の64万2,037円につきましては、社会教育委員の報酬、学びの情報誌の印刷製本費等が主なものでございます。

次の協育支援対策事業の129万5,000円は、青少年健全育成市民会議補助金が主なものでございます。

次の地域協育推進事業1,065万8,079円は、7節報償費、謝金の各社会教育講座の講師謝金336万1,310円、12節委託料の3地域の放課後子ども教室の運営委託料718万7,340円が主なものでございます。この事業に対して、県補助金の学校教育地域による学びの未来創造事業費補助金687万4,000円を充当しています。

次の、社会教育活動推進事業の1,597万8,941円につきましては、成人式に係る記念品や自治公民館活動補助金310万9,495円、自治公民館等整備補助金1,096万9,000円が主なものでございます。

323ページをお開きください。

人権教育推進事業の15万6,660円につきましては、人権講座の講師に係る謝金などが主なものでございます。

次の、読書活動推進事業の70万6,598円につきましては、読み聞かせボランティアの謝金や、物語づくり作品集の印刷製本費などが主なものでございます。

次に、323ページ下段です。

2目公民館費でございます。公民館連携事業の3,884万5,478円につきましては、各公民館の会計年度任用職員の報酬と、各公民館の修繕費に係るものが主なものでございます。

325ページをお願いいたします。

挾間公民館事業の3,429万3,850円につきましては、挾間公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。このうち挾間公民館事業に対して、教育使用料、保健体育施設使用料のトレーニングルーム使用料239万4,920円、財産運用収入、ネーミングライツ収入50万円、教育使用料、公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しております。

327ページをお願いいたします。

庄内公民館事業の1,217万5,896円につきましては、庄内公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。財産貸付収入、旧庄内公民館貸付収入40万円と教育使用料、公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しております。

湯布院公民館事業の378万3,236円につきましては、湯布院公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。教育使用料、公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しております。湯布院公民館事業費が挾間、庄内公民館事業費に比べ少ないのは、清掃管理業務や浄化槽清掃管理等の施設維持管理のための委託料が湯布院庁舎等管理事業に計上されていることによります。

329ページをお願いいたします。

体験活動事業の３３万６,２８６円につきましては、わんぱくサマーチャレンジや青少年リーダー育成に係る経費でございます。

次に、川西公民館事業の２９３万２,７０８円につきましては、川西地区公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。教育使用料、公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しております。

３３１ページをお願いします。

湯平公民館事業の２４１万４,０７９円につきましては、湯平地区公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。教育使用料、公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しています。

次の社会教育施設整備事業の４,９０３万８,５５０円につきましては、旧湯平地区公民館の解体事業に係る経費でございます。

次に、３３３ページをお願いいたします。

３目図書館費の図書館事業の３,９４８万８,９１４円につきましては、１節報酬の各図書館司書の報酬２,７４６万２,２８０円や、１７節備品購入費の各図書館の図書の購入費６７１万４,８２９円などが主なものでございます。このうち図書購入費５７７万２,７４３円に対して、ネーミングライツ収入、挾間、庄内、湯布院の図書館のネーミングライツ収入１００万円を充当しています。

次に、３３５ページをお願いいたします。

４目文化財保護費の文化財保存継承推進事業の３２９万９,８０５円につきましては、文化財調査委員の報酬や旧日野医院の維持管理に係る経費が主なものでございます。雑入の一部を充当しています。文化振興事業の３６６万７,２３３円につきましては、後藤檜根記念事業や偉人マンガ作成委託費、文化振興に係る補助金などが主なものでございます。雑入の一部を充当しております。

３３７ページをお願いいたします。

文化財活用促進事業の６３万１,２００円につきましては、南蛮文化交流などに係る負担金などが主なものでございます。

次に、３３７ページ下段になります。

５目交流体験施設費の交流体験施設維持管理事業の４６８万８,１３９円につきましては、庄内ゆうゆう館の施設維持管理に係る経費が主なものでございます。教育使用料、交流体験施設使用料１２８万３,６８０円と雑入の一部を充当しております。

３３９ページをお願いいたします。

６目歴史民俗資料館費の歴史民俗資料館維持管理事業の７８万４,４１８円につきましては、

歴史民俗資料館の管理委託料と施設の維持管理に関する経費が主なものでございます。雑入の一部を充当しております。

353ページをお願いいたします。

11款3項2目社会教育施設災害復旧費の33万円につきましては、令和5年6月30日の豪雨による庄内公民館芝生広場遊具周辺陥没の災害復旧工事でございます。

以上で、社会教育課の決算詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） スポーツ振興課長です。詳細説明をいたします。

341ページをお願いいたします。

10款7項1目保健体育総務費につきましては、会計年度任用職員の報酬や事務に要した経費のほか、スポーツ振興事業等に係る経費となっております。スポーツ大会交流事業は、ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会への補助金260万円が主なものでございます。競技スポーツ振興事業は、由布市スポーツ協会及び3地域のスポーツ協会に対する補助金1,144万8,000円が主なものでございます。

次に、343ページをお願いいたします。

10款7項2目の体育施設費につきましては、スポーツ振興課が管理しております体育施設の維持管理に係る経費となっております。保健体育施設使用料を充当しております。スポーツ施設管理事業は、B&G海洋センターとスポーツセンターを除いた体育施設の維持管理に要した経費で、光熱水費1,249万8,217円や施設等保守管理委託料1,277万2,209円が主なものでございます。

次に、345ページをお願いいたします。

B&G海洋センター施設管理事業は挟間、湯布院B&G海洋センターの維持管理に要した経費で、会計年度任用職員の報酬及び光熱水費や清掃機械の保守点検のほか、受付・監視業務委託料2,773万9,800円が主なものでございます。スポーツセンター施設管理事業は、スポーツセンターの維持管理に要した経費で、会計年度任用職員の報酬及び光熱水費や警備保障委託料のほか、施設等保守管理委託料1,247万2,680円が主なものでございます。

次に、347ページをお願いいたします。

スポーツ施設整備事業は、体育施設に係る整備に要した経費で、挟間体育センタートイレ洋式化工事の工事請負費115万5,000円が主なものでございます。

次に、353ページをお願いいたします。

11款3項3目の体育施設災害復旧費につきましては、令和4年9月に発生した台風によって被災した天神山グラウンド防球ネット撤去工事の工事請負費236万7,200円が主なもので

ございます。繰越明許費は、庄内総合運動場のり面災害復旧及び排水施設整備工事でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、認定第2号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。認定第2号、令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について詳細説明をします。

地方公営企業法第30条の規定により、令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

それでは、1ページをお願いいたします。

水道事業決算報告書です。なお、消費税及び地方消費税を含んだ数値となっております。

最初に、収益的収支及び支出です。これは経営状況を表す損益取引全ての収益及び費用を計上したものです。

上段の表は、収益的収入の表です。第1款水道事業収益、決算額は9億1,025万1,289円でございます。

第1項営業収益ですが6億2,425万2,021円、前年度に比べて消費税抜きの金額483万1,656円の増となっております。その主な要因として、水道使用料の増による水道料金の増によるものと考えられます。

次に、第2項営業外収益ですが、2億8,599万178円、前年度に比べて860万4,566円の減となっております。その主な要因として、旧簡易水道事業減価償却費相当分等の減によるものです。

次に、第3項特別収益について9,090円でございます。内容としましては、過年度損益修正益によるものです。これは水道使用開始の届出が遅れたことにより、後日料金を確定させたことによる収入でございます。

続きまして、下段の表、収益的支出です。第2款水道事業費用決算額7億9,379万130円でございます。

第1項営業費用ですが、7億5,987万8,344円で、消費税抜きの金額で前年度に比べて2,075万804円の増となっております。その主な要因として、挾間の水利権更新業務委託、浄水場修繕、減水弁分解整備業務、衛星画像漏水判定箇所現地調査業務委託、インボイス制度開始や水道料金改定に伴う料金システム改修、水道ビジョン及び経営戦略見直し業務、事業統合に伴う変更認可申請等の委託業務の増によるものでございます。

次に、第2項営業外費用ですが、3,383万3,826円、前年度に比べて消費税抜きの金額で360万6,312円の減です。その主な要因は、企業債利息の減によるものです。

次に、第3項特別損失について、7万7,960円ですが、主なものとして漏水等による過年度水道料金還付金等になります。

次に、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。これは、建設改良に伴う借入金である企業債や施設管路の更新工事等の建設改良費等資産の増減に係る収入支出が計上されております。

上段の表、収入、第3款資本的収入、決算額は4億7,287万939円、前年度に比べて2億3,149万8,025円の増となっております。その主な要因として道路改良工事による配水管工事等に伴う企業債や消火栓建設受託金の増と工事負担金、一般会計国庫補助金の減によるものでございます。

下段の表、支出、第4款資本的支出、決算額は8億18万7,911円です。前年度に比べて2億3,099万7,314円の増となっております。主な要因は、建設改良費の増によるものでございます。収入額が支出額に対して不足する補填については、下段の欄外に記載をしています。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,731万6,972円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,027万8,438円、過年度分損益勘定留保資金1億7,873万3,370円、当年度分損益勘定留保資金1億830万5,164円で補填しました。

続きまして3ページ目、損益計算書を御覧ください。

こちらは令和5年度の水道事業の経営状況を示すものです。こちらの金額は消費税抜きの金額です。

左側の2、営業費用の一番下、営業損失1億6,527万4,633円と右側の4、営業外費用の上から5行目、営業外利益2億4,103万453円を差引きした額が、営業外利益の1段下、経常利益7,575万5,820円となります。

この経常利益に、5特別利益と6特別損失を合算した下から3行目、当年度純利益は7,569万3,210円となり、令和4年度に続き黒字決算となっておりますが、左下から4行目、3、営業外収益(2)他会計補助金1億5,391万7,000円が一般会計から繰入れされていることを付け加えさせていただきます。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を含めた当年度未処分利益剰余金は1億8,390万5,246円となっております。

次に、4ページから7ページについては、貸借対照表及び剰余金計算書です。

4ページをお願いします。

こちらの貸借対照表は、令和6年3月31日現在の資産と負債、資本の状態を示すものです。右側上から9行目、資産合計83億7,850万1,870円と5ページ一番下の行、負債、資本合計額が合致をしております。

6 ページをお願いいたします。

剰余金計算書については5 ページの資本の部の推移一覧となっております。

7 ページをお願いします。

7 ページは、令和5年度由布市水道事業剰余金処分計算書（案）です。先ほどの3 ページ令和5年度水道事業損益計算書末尾の当年度末処分利益剰余金1億8,390万5,246円について、減債積立金の積立として1億円を積立処分します。この処理を行うことで、収益的収支で発生した黒字を次年度以降資本的収支の不足分の財源にすることができます。使用目的は、今後発生の企業債償還の財源に使用します。

未処分利益剰余金の処分後残高8,390万5,246円を繰越利益剰余金として処理します。

8 ページは重要な会計方針を記載したものです。

続いて、9 ページから14 ページは事業報告書になります。

続きまして、15 ページをお願いします。

15 ページはキャッシュ・フロー計算書で、現金の変動に関する情報を表したものです。一番下の資金期末残高が5億8,174万9,919円です。昨年度に比べ現金が1億2,220万2,252円増加しております。

なお、この資金期末残高は4 ページ貸借対照表右側の上から2行目に流動資産（1）現金、預金と合致をしております。

続きまして、16 ページから27 ページは、収益的収入及び支出の明細となっております。

28 ページから32 ページは、資本的収入及び支出の明細書です。

33 ページから41 ページは、固定資産の明細書及び企業債の明細書です。

42 ページは、基金運用状況調書です。

43 ページは、繰越計算書です。

それぞれ御一読をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は15時25分といたします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時24分再開

○議長（甲斐 裕一君） では、再開いたします。

次に、ただいま詳細説明がありました認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、認定第1号、令和5年度

由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、並びに認定第2号、令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、審査の結果を御報告いたします。

最初に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和6年6月27日に市長から依頼されました。令和5年度由布市一般会計特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況についての審査結果を御報告いたします。

審査では各会計の歳入歳出決算書や基金の運用状況調書の係数が各所管課の保管する帳簿と合致しているかの確認をいたしました。また、予算の執行状況など決算の詳細について、関係職員からの聞き取りを行いました。

審査の結果、令和5年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算とその附属書類は、関係法令に準拠して作成されていました。表示されている計数も関係する帳票や証拠書類と合致しており、適正、妥当であると認められました。また、各会計の歳入歳出予算も適正に執行されていると認められました。令和5年度の決算は、一般会計と特別会計を合わせた歳入決算額319億7,083万1,000円、歳出決算額が309億1,711万円と前年に比べて歳入は4億4,304万8,000円、1.4%の減少、歳出も4億1,918万9,000円、1.3%の減少となりました。財政力指数は0.410で前年に比べて0.003ポイント、僅かではありますが低下しております。また、経常収支比率については96.6%と前年に比べて0.9ポイント上昇しております。一般会計の市債への発行残高は210億9,116万5,000円と前年に比べて14億3,091万2,000円、6.4%減少しています。基金の現在残高は財政調整基金の繰り出しなどにより4億6,643万7,000円減少しております。

決算意見書49ページから、むすびでは、今回の審査における所見を述べています。補助金や雨水対策、また施設の将来的な方向性や未収金対策について取組を求めています。今後も厳しい経営が続くものと見込まれることから、新たな財源の確保や施策の重点化、効率化により持続可能な行政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、由布市水道会計決算審査の意見、結果を御報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年5月30日に市長から由布市水道事業会計の審査の依頼がありました。審査では、水道事業会計決算書とその附属書類などが地方公営企業法やその他の関係法令に基づいて作成されているかを確認いたしました。また、事業の経営成績や財政状況を適正にしているかを検証し、経営内容も把握するため計数の分析も行いました。

さらに、予算の執行状況や未収金対策が適正に行われているかなど、決算の詳細について関係職員からの聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表は地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、会計帳簿や証拠書類ともに合致しており、適正と認められました。水道事業会計の決

算を総括いたしますと、まず、給水状況につきましては、年間配水量に対する年間有収水量の割合を示す有収率は71.7%で、前年に比べ1.3ポイント上昇しています。有収率向上に向けた効果的な対策を引き続き行う必要があると考えます。

次に、供給単価と給水原価についてですが、その差、つまり1立方メートル当たりの供給収益はマイナス33.53円と前年より1.2円拡大しています。依然として供給単価と給水原価の差が広がっており、水を供給すればするほど赤字が拡大する状況が続いております。

令和5年度決算において、これまでと同様に厳しい経営状況であり、一般会計からの繰入れによって経営を維持できている状況であります。今後も老朽管の更新など多額な費用がかかると予想されることから、経営改善に急速に取り組む必要があると考えます。

また、昨年12月議会で改定されました水道料金の新体系が令和6年1月から運用されております。料金改定による効果的な検証を行い、健全な事業運営に努めていただきたいと思います。

以上で、令和5年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査の報告といたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、承認第5号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。承認第5号について詳細説明をいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。特に緊急を要するため、令和6年7月1日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,690万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億9,960万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和6年7月1日専決、由布市長。

1ページから第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出、款項ごとに補正額を計上しております。

3ページをお願いします。第2表地方債補正です。公共土木施設災害復旧事業の変更をお願い

をしております。

次に、4ページから補正予算事項別明細書となっております。

8ページをお願いします。

歳入でございますが、20款1項1目の2節基金繰入金1,390万4,000円は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額しております。なお、特定財源として、歳出課目に充てられるものは歳出の項目で説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。歳出でございます。令和6年7月大雨災害による災害関連の対策費となっております。

11款1項1目の、区分1、農業用施設災害復旧費は、国庫補助事業の対象とされない農地等の災害復旧を実施した方に対する農地等災害復旧事業補助金及び被災した農業用施設等で緊急な土砂等の除去に対する災害復旧補助金600万円となっております。

11款2項1目、区分1、公共土木施設災害復旧費については、公共土木施設災害復旧に向けた測量設計業務委託料250万円、市道等18か所へ流入した土砂、倒木等の緊急除去工事として2,840万4,000円となっております。なお、災害雨量に達しています湯布院地域11か所においては、公共土木施設災害復旧事業債を充当しております。

承認第5号の詳細説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第53号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。議案第53号について詳細説明をいたします。

議案第53号、由布市環境・観光振興基金条例の制定について。

由布市環境・観光振興基金条例を別記のように定める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

10月1日よりスタートする入湯税超過課税において、超過課税分の収納額を環境・観光整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

条例の内容は、第1条には基金の設置目的について、第2条は基金として積み立てるのは入湯税の超過課税分であること、第4条では運用益金は一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとしております。第6条の基金の処分は、環境観光整備に要する経費の財源とする場合に限り、その全部、または一部を処分できることといたしております。

附則において、施行期日を令和6年10月1日からといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第54号及び第55号について、続けて説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保健課長です。議案第54号につきまして詳細説明をいたします。

議案第54号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。

由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正文でございます。今回の改正の内容につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化により、今年の12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなるため、条文の必要箇所を改正するものです。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。現行では、世帯主は保険税の滞納を理由に被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合は10万円以下の過料に処するとされておりますが、被保険者証が廃止されるため改正案のとおり条文から削除しております。

附則といたしまして、施行期日は令和6年12月2日になります。

また、経過措置といたしまして、記載している内容といたしましては、12月2日の時点で国保の被保険者証の交付を受けている世帯主が同日以後に被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合については、改正前と同じ取り扱いとするものとなっております。

以上で、議案第54号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第55号につきまして詳細説明をいたします。

議案第55号、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第291条の第1項の規定に基づき、別紙のとおり、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

今回の規約の変更につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化により、今年の12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなるため、規約の必要箇所を変更するものです。

次のページをお願いいたします。規約の改正法でございます。

さらに、次のページの新旧対照表をお願いいたします。規約の別表第1には、市町村が行う事務について記載されており、現行の被保険者証及び資格証明証の文言について、資格確認書等に変更するものです。

資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方へ保険者が交付するものです。

広域連合の規約変更の協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決が必要となるため、今議会に提出しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第56号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第56号について詳細説明をいたします。

議案第56号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,523万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億1,483万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の追加は、第2表継続費補正による。

第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和6年9月4日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけて歳入歳出、款項ごとに補正額を計上しております。

3ページをお願いします。第2表継続費補正です。2款総務費の旧湯布院公民館跡地整備事業をお願いしております。事業費の総額及び年割額は記載のとおりとなっております。

4ページをお願いします。第3表繰越明許費補正です。3件の追加をお願いしております。追加3件につきましては、関係機関及び関係者との協議、調整に不測の日数を要したこと、整備計画及び工期の確保から年度内完成が見込めないなどの理由によるものでございます。

5ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。若者定住住宅促進事業に係る過疎対策事業債の追加をお願いをしております。変更につきましては、臨時財政対策債のほか4件の変更をお願いをして、地方債の補正後の限度額合計は27億4,115万6,000円となります。

6ページから補正予算事項別明細書となります。

10ページをお願いします。

歳入でございますが、まず1款1項1目市民税の個人住民税分は、個人住民税賦課決定に伴い、今年度見込まれる歳入額から定額減税分1億3,771万3,000円を減じて計上することとなるため、減額をしております。

1款1項2目固定資産税は、新築住宅の増加、減免措置の終了による家屋の増加や企業設備投資の増加したことにより、賦課決定に伴い増額をしております。

1款7項1目入湯税は、令和6年第1回議会定例会において、由布市税条例改正をした入湯税超過分について増額をしております。

11款1項1目地方特例交付税は、減収補填特例交付金の確定及び定額減税に伴う定額減税減

収補填特例交付金を計上しております。

1 2 款 1 項 1 目 地方税の普通交付税は、額の決定に伴い減額をしております。

1 2 ページをお願いします。

1 8 款 2 項 1 目 1 節 土地建物売払い収入は、行政目的を終了した普通財産である湯布院地域奥湯の郷のプロポーザルによる土地建物売払い収入及び湯布院町湯平地区の花合野川砂防施設災害関連事業に伴う湯平公民館用地の売払い収入を計上しております。

1 4 ページをお願いします。

2 0 款 1 項 1 目 1 節 他会計繰入金は、令和 5 年度決算に伴う介護保険特別会計からの過年度精算に伴う繰入金になります。また、2 節 基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金の繰入れを 1 億 2, 4 9 0 万 1, 0 0 0 円減額をしております。

2 2 款 5 項 2 目 1 節 雑入の社会教育課は、湯布院町湯平地区の花合野川砂防施設災害関連事業に伴う湯平公民館の工作物移転料及び流竹木補償金の収入を計上しております。

2 3 款 1 項 1 目 1 節の総務債臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴い増額をしております。

その他、特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

歳出でございますが、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。

1 8 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 9 目、区分 2、地域コミュニティ形成促進事業（庄内）及び、区分 3、地域コミュニティ形成促進事業（湯布院）は、大津留地区、阿蘇野地区、湯平地区の 3 つの地域まちづくり協議会に対し、活動の取組を推進するため計上しております。財源として、各協議会に寄附をされたふるさと納税を充当しております。区分 4、旧湯布院公民館跡地整備事業は、各種申請手続きや関係機関との協議、調整に不測の日数を要したことから、本補正予算にて事業を 3 年間にわたる事業とし、継続費を追加計上しております。これにより、令和 6 年度に係る事業費を減額措置をしております。

2 0 ページをお願いします。

区分 5、湯布院交通渋滞対策事業は、市道前徳野岳本線、湯の坪街道の渋滞緩和に向けた取組として一方通行化の実証実験を行うため、計上しております。区分 6、若者定住住宅促進事業は、庄内地域において若者定住に向けた取組として寿楽苑跡地を若者定住住宅へ宅地造成を行うため設計業務費を計上しております。財源として過疎対策事業債を充当しております。区分 7、道の駅ゆふいん整備事業は、道の駅ゆふいん物産館の建て替えに伴い、既存建物解体及び仮設店舗を設置するため、設計業務及び調査業務を計上しております。

2 款 2 項 1 目、区分 1、物価高騰緊急対応事業（定額減税）は、1 人当たり令和 6 年所得税から 3 万円、令和 6 年度住民税所得割から 1 万円の定額減税を実施する中で、調整給付として、定

額減税可能額が令和6年所得税額、または令和6年度個人住民税所得割額を上回るものに対し、当該上回る額の合計額を基礎として算定し、定額減税補足給付金を給付するものです。住民税の賦課決定が6月になされたことから、額が決定されたので増額するものです。特定財源として国庫補助金を全額充当しております。

26ページをお願いします。

3款2項1目、区分2、物価高騰緊急対応事業は、令和4年度からのエネルギー価格高騰等の物価上昇に伴い、保護者が負担する副食費に対し保育所から価格転嫁の要望があったため、保護者の負担増とならないよう支援を行うものです。

3款2項2目の区分2、保育所活動推進事業の人材確保等支援事業費補助金は市内保育所の保育士不足を解消するための施策として保育士確保対策事業就労支援金を交付するため計上するものです。次に、幼児教育支援促進事業費補助金は、非常勤保育士の確保ができず当該施設が減少したことにより減額をしております。

28ページをお願いします。

区分3、児童健全育成事業は、放課後児童クラブにおいて3人以上の障がい児を受け入れた場合、専門的知識を有する支援員を配置することとなるため、令和6年度新たに対象となった4クラブに対し追加助成を行うものです。

3款3項1目、区分2、生活困窮者就労準備支援事業の生活保護システム改修業務は、就労時自立支援をした際の就労時自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける、見直しを行うなどシステム改修を行うため計上しております。

次に、生活困窮者自立支援機能強化事業補助金は、生活困窮者への支援活動の中で、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響により、支援ニーズが増加、または新たに生じている市内団体に対して補助をするため計上しております。

32ページをお願いします。

6款1項3目、区分1、農業経営所得安定対策事業は、畑地化推進事業の土地改良区決済金等の支援として交付されたことから計上するものです。特定財源として国県支出金を充当しております。

34ページをお願いします。

6款1項5目、区分1、県営基盤整備事業は、柚の木地区の圃場整備34.7ヘクタールの農地集積実績資料作成業務のため計上するものです。特定財源として国県支出金を充当しております。

7款1項3目、区分1、観光振興事業費の印刷製本費は、新型コロナウイルスの5類に伴い、訪日国内観光客の増加によりパンフレット等の需要が高まり、在庫部数に不足が生じていること

から増刷を行うため計上しております。

36ページをお願いいたします。

8款2項1目、区分1、道路維持事業は、資材費や人件費の高騰により、市道の道路維持に係る費用が増加したことから増額をしております。

8款2項2目、区分2の道路整備事業（過疎対策事業）は、由布市庄内地域の市道深谷長野線及び市道仁瀬小袋線の改良工事を行うため、測量設計委託費を計上しております。

38ページをお願いいたします。

区分2の道路整備事業（単独事業）は、市道長湯庄内湯平線、市道前徳野光永線、及び市道阿鉢酒野線の道路補修を行うため、舗装補修費を計上しております。

8款4項1目、区分1、都市計画事業では、市道向原別府線改良工事を進めていくに当たり、都市計画で計画しています都市計画道医大バイパス線の道路延長整備の検討とその周辺の土地を最大限、活用するため、事業手法に応じた費用、区域、期間、効果等の検討が必要となったことから計上をしております。

40ページをお願いいたします。

8款5項1目、区分1、一般住宅耐震化等助成事業は、木造住宅の耐震化補助制度を活用して、申請された住宅耐震診断補助金3件分、住宅耐震改修補助金2件分を計上しており、費用の5分の3、耐震診断で最高11万円、耐震改修で最高120万円までを国、県、市で負担することとしております。

42ページをお願いいたします。

10款2項1目、区分1、小学校施設管理事業は、供用から40年が経過しています由布市立西庄内小学校屋内運動場の屋根、床、及び照明施設等の大規模改造工事となります。10款2項4目、区分1、小学校施設整備事業は、土地造成工事を行っています由布市立挾間小学校の増築工事を発注するに当たり、詳細設計が確定したことから事業費を増額をしております。

44ページをお願いいたします。

10款3項1目、区分1、中学校施設管理事業の工事請負費は、生徒の増加により教員の人数も増加しています由布市立挾間中学校について、職員室が狭小となったことから増床するため計上をしております。

10款3項4目の区分1、中学校施設整備事業は、挾間地域における宅地開発等により児童生徒の増加が懸念され、今後、由布市立挾間中学校の教室の確保が困難になることから、校舎増築に係る設計費を計上しております。

10款6項1目、区分1、社会教育活動推進事業は、本年度2自治区から由布市自治公民館等整備補助金交付規程に基づく自治公民館等整備補助金の交付申請があったことから計上をしてお

ります。

48ページをお願いいたします。12款1項1目、区分1、元金は、令和5年度借入分について借入総額が決定したことから減額をしております。

13款2項1目、区分1、基金積立事業は、令和6年第1回定例会において由布市税条例の一部改正をしました入湯税超過分について、今後、環境観光対策の事業に取り組を進めてまいります。そのため環境・観光振興基金に積み立て、計画的に有効活用をしていくため、基金を計上しております。財源につきましては、入湯税超過課税分を計上しております。

詳細説明につきましては、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第57号、及び議案第58号について、続けて詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保健課長です。議案第57号について詳細説明をいたします。

議案第57号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,873万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,814万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月4日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、令和5年度決算による繰越金及び交付金等の額の確定に伴う返還金についての予算措置が主な内容でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目、区分1、一般管理費でございますが、特別旅費及び九州都市国保研究協議会負担金を減額しております。これは、会議が書面での開催となったため不用額を減額するものです。また、第三者行為求償事務に係る委託料及びオンライン資格確認等市町村運営負担金につきましては、当初見込みを上回る支出見込みとなったため、必要額を増額しております。財源につきましては、第三者行為求償事務に係る委託料につきましては、県補助金を充当し、その他につきましては、増額、減額を差し引きし、一般会計繰入金を減額しております。

次に、中段、5款1項1目、区分1、基金積立金2,629万7,000円でございますが、令和5年度決算における繰越金の2分の1を財源とし、国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

次に、下段、7款1項5目、区分1、保険給付費等交付金償還金でございますが、令和5年度

の国民健康保険給付費交付金が確定いたしまして過交付分の返還が生じたため、3,819万5,000円を計上しております。財源につきましては、基金繰入金及びその他繰越金を充当しております。

11ページをお願いいたします。

上段、7款1項8目、区分1、特定健康診査等負担金償還金でございますが、令和5年度の特定健康診査等負担金が確定いたしまして、過交付分の返還が生じたため380万円を計上しております。財源につきましては、その他繰越金を充当しております。

下段、7款1項9目、区分1、その他償還金でございますが、令和5年度の出産育児一時金臨時補助金が確定いたしまして、過交付分の返還が生じたため2,000円を計上しております。財源につきましては、その他繰越金を充当しております。

歳入の7ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目、区分1、基金繰入金1,570万2,000円でございますが、償還金の支払いに不足が生じたため国民健康保険基金を取り崩しを行っております。

11款1項2目、区分1、その他繰越金5,259万3,000円でございますが、令和5年度決算による繰越金でございます。

以上で、議案第57号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第58号につきまして詳細説明をいたします。

議案第58号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,502万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月4日提出、由布市長。

今回の補正は、令和5年度の決算に伴う繰越金の予算措置でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目繰越金と次の8ページの歳出、4款1項1目予備費にそれぞれ292万7,000円を追加し、補正後の額といたしまして繰越金を292万8,000円、予備費を302万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第58号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第59号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。議案第59号について詳細説明をいたします。

議案第59号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,110万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,002万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月4日提出、由布市長。

まず、歳入ですが、事項別明細書7ページをお願いいたします。

上段、4款1項1目介護給付費交付金は、令和5年度支払基金交付金の確定による増額でございます。

2段目、7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、令和6年度の負担金決定に伴い、差額分を減額するものでございます。

3段目、7款2項1目介護保険給付費準備基金繰入金は、財源の不足分を介護給付費準備基金より補正財源として繰り入れるものです。

下段の8款1項1目の繰越金につきましては、令和5年度決算に伴い、繰越額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、9ページをお願いいたします。

上段、3款1項1目介護給付費準備金積立金については、令和5年度決算の余剰金2分の1を積み立てるものです。

5款1項2目償還金及び5款3項1目他会計繰出金につきましては、令和5年度決算に伴い、国県支払基金及び市の負担金の確定によりそれぞれ返還となるものです。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第60号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。議案第60号について詳細説明をいたします。

議案第60号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,688万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月4日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。

まず、歳入を御説明させていただきます。

5款1項1目、一般会計繰入金及び6款1項1目、繰越金については、決算剰余金確定に伴うもので、繰越金317万9,000円を増額し、一般会計繰入金を367万8,000円減額することにより49万9,000円を減額するものでございます。

次に歳出でございます。8ページを御覧ください。

歳出につきましては、1款1項1目、一般管理費、区分1、一般管理費の積立金について、地方自治法第233条の2の規定により、当初の予算額15万1,000円から5万円を増額し、総額20万1,000円を基金に積み立てるものでございます。

また、職員の異動によりまして給与管理費を54万9,000円減額いたします。

以上で、議案第60号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第61号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。議案第61号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明します。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

支出、第2款水道事業費用、補正予定額、増額の214万円、計8億3,936万8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億727万7,000円」を「不足する額3億1,097万」に、「過年度分損益勘定留保資金3億727万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3億1,097万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額3,440万円、計8億7,924万8,000円。

2ページをお願いいたします。

支出、第4款資本的支出、補正予定額3,809万3,000円、計11億9,021万8,000円。

第4条、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。事業名の総額と年割額を読み上げさせていただきます。

挾間浄水場浄水池築造工事施工管理業務委託を総額1,500万円、年割額を令和7年度375万円、令和8年度750万円へ補正。挾間浄水場浄水池築造工事を総額12億6,000万円、年割額を令和7年度2億5,200万円、令和8年度5億400万円に補正する。
3ページをお願いします。

第5条、予算第7条中、起債の目的、建設改良事業費、限度額7億6,580万円を8億20万円に改める。

第6条、予算第8条中、3億3,600万円を5億400万円に改める。

第7条、予算第10条中、経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正予定額170万2,000円、計7,591万5,000円。

令和6年9月4日提出、由布市長。

詳細につきましては補正予算説明書で御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。
項目別の補正について御説明させていただきます。

まず、収益的支出でございます。

2款1項4目3節、手当162万2,000円の増額につきましては、時間外勤務手当の追加による増額でございます。14通信運搬費、16手数料につきましては、料金変更及び有料化によるものです。

次に、資本的収入でございます。

3款1項1目1節、建設企業債3,340万円の増額につきましては、支出の請負工事の計上に伴う水道事業債の増額でございます。

次に、資本的支出でございます。

4款1項1目15節、委託料751万3,000円の増額につきましては、湯平ふれあいホール前橋梁工事に伴う配水管添架工事実施設計業務委託の追加によるものです。30節、請負工事費3,058万円の増額につきましては、県道湯平温泉線砂防災害関連工事に伴う配水管布設替え工事、市道石武線道路改良に伴う配水管布設替え工事及び市道荒木山崎線配水管布設工事の追加計上でございます。

6ページをお願いいたします。継続費に関する調書でございます。

7ページは地方債の調書でございます。内容の御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第62号及び議案第63号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第62号につきまして詳細説明をいたします。

議案第62号、財産の取得について。

次のとおり財産の取得をすることについて、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

取得する財産は校務用ノートパソコン156台の購入でございます。これは由布市内の小中学校で校務に使用するノートパソコンの更新に伴うものになります。

取得の方法は指名競争入札による購入契約を行い、取得金額は消費税を含む2,127万8,400円でございます。

取得の相手方は大分市東春日町17番57号、株式会社オーイーシーです。

議案の裏面以降に仮契約書、仕様書及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第63号につきまして詳細説明をいたします。

議案第63号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、湯平地域緊急避難所新築工事になります。

近年は、予測のできない急な豪雨も発生しており、湯平地区外避難できない場合の対応として、地区内に取り残された住民を対象に、現在も湯平地域の一次避難所として使用されている農民研修センターの建て替えを行い、緊急避難所施設としての機能充実を図る事業となります。

契約の金額は、消費税を含む2億1,059万7,200円でございます。

契約の相手方は、大分市大字中戸次4463番地の1、ANA I 株式会社となっております。

議案の裏面以降に仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程いたしました議案第52号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

日程第13、議案第52号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。

—————・—————・—————

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月6日の午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切は明日の正午まで、また議案質疑に関わる発言通告書の提出締切は9月9日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時22分散会

—————